

アジア地域  
民間セクター活動の円滑化に対する技術協力の役割  
(プロジェクト研究)

ファイナルレポート

2004年7月

株式会社 野村総合研究所

独立行政法人  
国際協力機構

アジア地域

民間セクター活動の円滑化に対する技術協力の役割  
(プロジェクト研究)

ファイナルレポート

2004年7月

株式会社 野村総合研究所

# 目 次

はじめに	1
1. 序論	2
(1) 調査の背景・経緯	2
(2) 調査の目的と実施内容	2
1) 調査目的	2
2) 調査対象地域	2
3) 調査の実施方法	2
2. ASEAN諸国によるビジネス環境整備に関する取り組みのレビュー	4
(1) タイにおける貿易・投資促進に資する政策の背景と変遷	4
(2) マレーシアにおける貿易・投資促進に資する政策の背景と変遷	8
1) 工業化政策の変遷	8
2) 外資導入政策	10
3) マハティールの東方政策	12
(3) インドネシアにおける貿易・投資促進に資する政策の背景と変遷	12
1) 石油収入を背景とした輸入代替的国内産業育成(1980年代前半まで)	12
2) 外資導入、輸出促進(1980年代前半から1998年まで)	13
3) アジア通貨危機後の混乱(2000年前後から)	14
(4) フィリピンにおける貿易・投資促進に資する政策の背景と変遷	16
1) 工業化政策の変遷	16
2) 最近の経済投資政策	18
3. ASEAN諸国の貿易・投資環境に対する現状評価	22
(1) 各国におけるビジネス環境整備の現状分析と評価	22
1) JETRO調査	22
2) JBIC調査	24
(2) 貿易・投資環境改善に向けた日本側の取り組み状況	27
1) 日本経団連によるタイの貿易・投資環境改善に向けた取り組み状況	28
2) マレーシア日本人商工会議所(JACTIM)による取り組み状況	36
3) ジャカルタ・ジャパン・クラブ(JJC)による取り組み状況	40
4) フィリピン日本人商工会議所(JCCI)による取り組み状況	42
5) わが国の政府機関等による支援例	45
4. アジアにおける日系企業の進出動向とその背景	54
(1) 海外進出の諸形態の変遷(1980年代～2000年代)	54
1) 日本の対外直接投資推移	54
2) 最近の日本企業の海外進出動向	56
(2) 主要産業における日系企業のASEAN諸国への事業展開の現状	61
1) 自動車産業	63
2) 電気電子産業	68
3) 機械産業	78
4) 化学産業	79
5) 繊維産業	80
(3) 理論的背景の整理	82
1) マクロ的観点	82
2) 産業・経営的観点	83

5. ビジネス環境整備に向けたASEAN諸国側の取り組み状況.....	88
(1) 近年におけるビジネス関連政策の改正.....	89
(1) - 1 タイ.....	89
(1) - 2 マレーシア.....	90
(1) - 3 インドネシア.....	93
(1) - 4 フィリピン.....	94
(2) 政府による自動車産業政策.....	97
(2) - 1 タイ.....	97
(2) - 2 マレーシア.....	100
(2) - 3 インドネシア.....	101
(2) - 4 フィリピン.....	103
(3) 政府による電気電子産業政策.....	105
(3) - 1 タイ.....	105
(3) - 2 マレーシア.....	108
(3) - 3 インドネシア.....	112
(3) - 4 フィリピン.....	115
(4) 政府による機械産業政策.....	117
(4) - 1 タイ.....	117
(4) - 2 マレーシア.....	118
(4) - 3 インドネシア.....	121
(4) - 4 フィリピン.....	123
(5) 政府による化学産業政策.....	125
(5) - 1 タイ.....	125
(5) - 2 マレーシア.....	127
(5) - 3 インドネシア.....	129
(5) - 4 フィリピン.....	131
(6) 政府による繊維産業政策.....	134
(6) - 1 タイ.....	134
(6) - 2 マレーシア.....	136
(6) - 3 インドネシア.....	137
(6) - 4 フィリピン.....	138
6. 他ドナーによる協力事例.....	141
(1) USAID .....	141
(2) DfID .....	142
(3) AfD .....	144
(4) GTZ .....	145
7. 日系企業が直面している問題点/課題（ボトルネック）の把握・整理.....	147
(1) タイ .....	147
1) 自動車業界.....	147
2) 電気電子業界.....	149
3) 機械業界 .....	151
4) 化学業界 .....	151
5) 繊維業界 .....	151
(2) マレーシア .....	152
1) 自動車業界.....	152
2) 電気電子業界.....	154
3) 機械業界 .....	156
4) 化学業界 .....	156

5)	繊維業界 .....	156
(3)	インドネシア .....	156
1)	自動車業界.....	156
2)	電気電子業界.....	157
3)	機械業界 .....	158
4)	化学業界 .....	159
5)	繊維業界 .....	159
(4)	フィリピン .....	160
1)	自動車業界.....	160
2)	電気電子業界.....	161
3)	機械業界 .....	163
4)	化学業界 .....	163
5)	繊維業界 .....	163
6)	その他業種.....	163
<b>8.</b>	<b>ASEAN諸国における貿易・投資の円滑化に向けた改善策及び技術協力案への一考察 ..</b>	<b>165</b>
(1)	タイ .....	165
1)	自動車業界.....	165
2)	電気電子業界.....	165
3)	機械業界 .....	166
4)	化学業界 .....	166
5)	繊維業界 .....	167
(2)	マレーシア .....	167
1)	自動車業界.....	167
2)	電気電子業界.....	167
3)	機械業界 .....	168
4)	化学業界 .....	168
5)	繊維業界 .....	168
(3)	インドネシア .....	168
1)	自動車業界.....	168
2)	電気電子業界.....	169
3)	機械業界 .....	170
4)	化学業界 .....	170
5)	繊維業界 .....	170
(4)	フィリピン .....	171
1)	自動車業界.....	171
2)	電気電子業界.....	171
3)	機械業界 .....	172
4)	化学業界 .....	173
5)	繊維業界 .....	173
(5)	JICAによる技術協力案.....	174
1)	タイ .....	174
2)	マレーシア.....	175
3)	インドネシア.....	176
4)	フィリピン.....	177

## はじめに

途上国の経済発展において、民間セクターの果たす役割は大きい。また、近年開催された国際会議においても、途上国の開発を進めるためにも、途上国の国内資金や政府開発援助（ODA）のみならず海外直接投資等の民間資金や貿易等のあらゆる資金源を動員することの重要性が確認される等、開発問題における民間セクターの役割の大きさが再認識されている。そうした流れの中で効率的かつ効果的な技術協力を実施するためには途上国の視点に立った協力の検討以外に、実際に途上国において事業を展開している民間セクターが抱える問題点、改善ニーズを踏まえた上で、今後の協力のあり方を検討することがますます重要性をおびてきている。

しかしながら、これまで国際協力機構（JICA）においては政府サイドからの民間セクター振興に向けた方策に関する調査、及びそうした観点からの協力は少なからず実施されているが、実際のプレーヤーである民間セクター活動に焦点をあてた調査は少なかった。

本件調査では上記目的意識のもと、特にASEAN諸国で事業を展開している民間企業のビジネス環境の現状把握（民間企業が抱える問題点）と各国による環境整備に向けた取組状況・方向性の把握を行った上で、民間セクターの貿易・投資活動の円滑化に向けた効果的な技術協力のあり方について、各国毎、分野毎に検討・提言を行い、案件形成及び実施のための基盤とするものである。本件調査の対象国として、比較的工業化の進んでいるタイ、マレーシア、インドネシア、フィリピンの4カ国が選定され、また、対象業種として、自動車、電気電子、機械、化学、繊維の5業種が選定された。

調査の方法は、これまで公表された文献のとりまとめを中心とする文献調査に加え、対象4カ国で、進出日系企業を主体に各国1週間程度の短期インタビュー調査を実施した。調査期間は、2004年1月から2004年6月までの半年である。文献調査では、これまでの調査担当者の蓄積やそれ以外の研究調査文献の検索を通じて、調査結果を簡潔にまとめた。インタビュー調査では、個別企業における機微な情報を本報告書には記載していない。但し、個別企業から記載の依頼があった部分については、当該企業の了解のもとに記載した。

本調査は国際協力機構から野村総合研究所に委託されて実施されたものである。調査の実施は以下の担当者によって行われた。

野村総合研究所	コンサルティング第三本部	酒井仁司（担当業種）自動車、繊維
同	アジア・中国事業コンサルティング部	御手洗久巳（担当業種）電気電子
同	社会システムコンサルティング部	青山透（担当業種）機械、化学

なお、本報告書の内容はあくまで上記調査担当者による調査・分析の結果であり、必ずしも国際協力機構の意見を代表するものではない。

## 1. 序論

### (1) 調査の背景・経緯

1985年のプラザ合意以降、民間企業のASEAN諸国への海外直接投資が、それらの国の経済発展に果たした役割は大きく、また、その過程においてハードインフラの建設のための円借款の供与や裾野産業振興等のための技術協力等を通じてODAは民間セクター活動を間接的に支援するという役割を果たしてきた。

アジア経済危機を経て、ASEAN諸国において持続的な産業の発展のためにその基盤となる制度・政策の整備が重要であるとの認識が高まっており、国際協力機構（JICA）においては2000年度、2001年度に「途上国への制度整備協力の方向性」に関する連携促進委員会を開催し、経済ソフトインフラ、貿易・投資・競争政策の観点から民間企業の活動を円滑化するための市場強化のための制度整備に資する協力のあり方について検討を行った。

途上国の経済発展において、民間セクターの果たす役割は大きいと認識されている。また、近年開催された国際会議(モントレイ開発資金会議、ヨハネスブルクサミット)においても、途上国の開発を進めるためには、途上国の国内資金やODAのみならず海外直接投資等の民間資金や貿易等のあらゆる資金源を動員することの重要性が確認される等、開発問題における民間セクターの役割の大きさが再認識されている。そうした流れの中で効率的かつ効果的な技術協力を実施するためには途上国の視点に立った協力の検討に加え、実際に途上国において事業を展開している民間企業が抱える問題点、改善ニーズを踏まえた上で、今後の協力のあり方を検討することが重要であると認識される。

しかしながら、これまでJICAにおいては、こうした民間企業活動に焦点をあてた調査は少なく、本調査では上記問題意識のもと、比較的工業化の進んでいる（民間セクターの活動が活発な）アセアン諸国を対象に、その中でも民間セクターとしてウェイトが大きい日系企業が認識している問題点、改善ニーズについてヒアリングを行うとともに民間セクター活動の円滑化を通じ、途上国の経済発展に効果的な技術協力のあり方について検討を行い、今後の効果的な案件形成及び実施のための一助とする。

### (2) 調査の目的と実施内容

#### 1) 調査目的

ASEAN諸国における民間セクターのビジネス環境の現状把握（民間企業が抱える問題点）と各国による環境整備に向けた取組状況・方向性の把握を行った上で、日系企業の貿易・投資活動の円滑化に向けた効果的な技術協力のあり方について、各国毎、分野毎に検討・提言を行う。本件調査は、ASEAN諸国に事業展開している日系企業へのヒアリング調査及び文献調査を中心に実施する。

#### 2) 調査対象地域

タイ、インドネシア、マレーシア、フィリピンのASEAN4カ国（対象国）に対し、それらの国で事業を展開している日系企業が抱える問題点を文献調査やヒアリング調査を通じ、把握・整理した上で、改善案（特に技術協力として取り組むことができる方策）を検討し、提言する。

#### 3) 調査の実施方法

調査の実施方法は以下の通りである。

① 国内調査

- ・対象国におけるビジネス環境整備に関する取り組み
- ・対象国における貿易・投資環境に対する現状分析と評価
- ・ASEANにおける日系企業の進出動向とその背景（海外進出諸形態の変遷、主要産業における日系企業の対象国への事業展開の現状、理論的背景の整理）
- ・ビジネス環境整備に向けた対象国の取り組み状況
- ・他ドナーによる支援の動向調査

② 現地調査

- ・主要産業における日系企業の対象国への事業展開の現状
- ・日系企業が直面している問題点/課題の把握・整理
- ・対象国における貿易・投資環境改善に向けた日本側の取り組み状況
- ・技術協力で支援できる分野の選定と技術協力案

調査実施において次の諸点に留意した。すなわち、ASEAN諸国において日系企業が貿易・投資活動をする上で直面している問題点に関する調査は、これまでも複数の機関・団体により実施されているが、本件調査の特徴は問題点/課題の把握をした上で、問題解決に向けて技術協力が貢献できる役割について検討することにある。従って、ヒアリング調査の設問に際しては、その点に留意して、技術協力のアイデアを検討する上で有効な情報を抽出できるように努めた。また、本件調査はマクロ的な視点での分析ではなく、日系企業の貿易・投資・販売/生産活動というミクロの視点を重視した調査である点に留意した。



## 2. ASEAN諸国によるビジネス環境整備に関する取り組みのレビュー

1980年代後半以降における日系企業のアジア進出の主要因としては1985年のプラザ合意により円高が進んだことがある。ここでは、為替要因以外の各国政府による能動的な貿易・投資の促進に向けた取り組み（政策/施策）のレビューを行い、対象4カ国ごとに貿易・投資促進に資する政策の変遷について時系列的にとりまとめた。

### (1) タイにおける貿易・投資促進に資する政策の背景と変遷<sup>1</sup>

#### ① 政府主導による工業化（1950年代）

戦後、タイ経済の回復は、主に一次製品の生産と輸出の増加に依存していたが、1954年10月、政府は「産業奨励法」を制定し工業化に乗り出し、同年にBOI (Board of Investment) を設立した。この背景は、朝鮮戦争特需の終了と共に一次製品の国際市況が低迷し、貿易赤字が拡大したことから、輸入代替産業の育成が急務となったこと、また、国内華僑が蓄積してきた商業資本を産業資本に転換することにあった。しかし、同法の目的は政府主導による工業化にあり、例えば政府による一部株式の所有を規定するなど、外資にとって魅力は薄く、1960年頃まで外資の目立った進出はなかった。

#### ② 民間主導による工業化の始まり（1960年代）

1960年前後から、政府は民間主導型の工業化、外資の積極的導入へと政策を転換し、BOI活動の活発化や手続きの改善が推進された。例えば、1958年10月と1959年1月に、政府は「産業奨励法」の改正で、進出企業の国有化禁止措置、奨励企業の活動分野に対する競合企業の参入制限を設けた。1959年に世界銀行から貿易収支改善とマーケティングメーカーニズムの活用等をテーマとした勧告が出されたのを機に、政府は民間主導、外資開放の姿勢をより強め、1960年10月には「産業投資奨励法」を制定した。これは、1962年2月の改正を経て、その後「投資奨励法（1972年）」の成立まで外資導入政策の基本となった。「産業投資奨励法」の骨子は次の通りである。第一に、企業活動への市場原理の導入と公企業による民間企業との競合回避（公企業の活動の中心はインフラ整備へ）、第二に、輸入代替企業の育成（消費財輸入の減少による貿易収支の改善が目的）、第三に、外資の積極的・開放的導入である。具体的には、外国人による土地所有制限の排除、海外送金規制の排除、外資出資比率の制限なし、BOI奨励認可プロジェクトに対する各種優遇措置等を含む。

#### ③ 選別的外資導入（1970年代前半）

「輸入代替企業の輸入企業化」による貿易収支の悪化、日本からの大量の外資進出に対するナショナリズムの高揚は、それまで比較的自由的な参入を外資に認めてきたタイ政府に制約的な姿勢への転換を強いた。1972年に、政府は、「投資奨励法」、「外国投資規制法」、「外国人職業規制法」を相次いで制定し、選別的な外資制約を取るようになった。当時の「投資奨励法」の骨子は次の通りである。第一に、輸出産業の重点奨励（輸出のために輸入税や事業税の免除）、第二に、企業立地の地方分散（特定地域の立地企業への特典付与）、第三に、BOIの権限強化（免税期間、特別関税の決定権限）などである。

#### ④ BOIの権限強化による外資誘致（1970年代後半から1980年代前半）

1970年代後半に、第三次経済社会開発計画（1971年から1976年）の成果があがらず、国内経済は停滞していたことから、政府は一層外資誘致を重点項目に掲げ、1977年改正「投資奨励法」を施行した。改正の主要点は、BOIの機能強化による外資誘致の促進である。

<sup>1</sup> 「タイ国経済概況（2002・2003年版）」（バンコク日本人商工会議所）を要約の上、現地調査結果で最近の状況を補足した。

具体的には、首相をBOIの議長とする、投資サービスセンター設立等である。

1980年代に入ると、第五次経済社会開発計画（1981年から1986年）の中で、輸出競争力の育成、雇用機会の増大、中小企業投資促進、立地の地方分散、エネルギー自給率の向上、基礎産業育成、科学技術力向上を開発方針に掲げた。この時期、タイ湾天然ガス開発が商業ベースに移行し、東部臨海工業地帯開発計画がスタートしたが、第二次石油ショックにより世界経済が停滞し、タイの主力商品であった一次製品の市況が下落するなどタイ経済は低迷し公的債務も増加したため、同開発計画は中断を余儀なくされた。外資政策の面では、輸入規制の緩和、輸出・地方投資・省エネ型企业への恩典強化、産業調整委員会の設置等の措置が講じられた。

#### ⑤ 外資急増/量的拡大から質的拡充へ（1980年代後半）

1985年9月のプラザ合意による円高により、日本からタイへの労働集約産業の進出が拡大した。タイへの進出も急増し、空前の投資ブームをもたらした。この結果、第六次経済社会開発計画（1986年から1991年）中、国内経済は年平均10.5%の高い成長を遂げたが、その一方で、地域間所得格差の拡大、インフラや人材の不足、投資・貯蓄ギャップの拡大、貿易収支の不均衡、環境問題などを抱えることになった。外資政策では、第三ゾーンの税制上の優遇措置を強化し、地方への一層の投資誘致を図った。

#### ⑥ 多面的展開（1990年代前半）

1990年代前半は、1980年代後半の外資急増の一巡と日本の景気後退により新規投資は停滞したものの、既進出企業は順調に操業を続け、タイ経済は引き続き成長した。しかし、長期に渡る高成長は上述の社会経済問題を顕在化させたため、第七次経済社会開発計画（1991年から1996年）では、安定かつ適正な水準での経済成長の実現、地方への所得分配及び開発成果の実現、人的資源の開発と生活の質の向上、環境保護と天然資源の開発が基本目標として掲げられた。更に、1991年、BOIは地方向け投資支援強化、インドシナ向け投資の奨励、裾野産業の奨励の3点を発表した。この方針に従い、インドシナ向け投資に関しても、BOIによる投資セミナーの開催や1996年6月に設置された海外投資奨励委員会（委員長は首相）などによってタイからの海外投資に乗り出した。このように、当時は規制緩和化、地方分散、環境問題、近隣国への投資など、BOIは幅広い対応を求められた。

#### ⑦ アジア通貨危機・経済危機後の新たな対応（1997年～2000年）

1997年2月にタイ・パーツ売り投機に端を発したアジア通貨危機は、3月にタイで金融機関の信用危機に伴う預金の大量流出、5月にパーツ売り投機再燃と悪化していった。7月にタイ政府はパーツをバスケット・ペッグ制から管理フロート制に移行させた。これが、1997年初以来のパーツ為替切り下げに一層の拍車をかけ、インドネシア・ルピア、マレーシア・リンギ、フィリピン・ペソの下落にも波及した。タイでは、実質経済成長率は1998年にはマイナス8.0%まで低下、失業率は危機前2%強から1998年平均4.5%に上昇、為替は1997年6月末値/1996年6月末値で4割下落、株価は1997年6月末値/1996年6月末値で5割下落となった。

アジア通貨危機の原因として以下の諸点が挙げられている。米ドルとのリンク制の下での為替の過大評価、その結果、特に円安からくる対日輸出の伸びの鈍化、賃金上昇が加わり中国との輸出競争力低下、経常収支赤字の拡大、高水準な対外債務、その赤字ファイナンスにおける海外民間短期資本（銀行間融資、ポートフォリオ）のウェイト増加等である。米ドルとのリンク制の下での先進国とアジア途上国との間の収益格差（例えば、1996年の米国とタイの間には5%の預金金利格差）は、先進国の貸手や投資家に有利な貸出機会や投資機会を提供していた。すなわち、安定的な為替相場、内外金利格差、高い収益見通し、先進国サイドの事情（国内収益率低下、国際分散投資）に、アジア諸国の将来見通しに対する全般的な明るい評価が加わり、アジア通貨危機以前に民間資金の大量流入が生じ

た。しかし、1996年頃から、ASEANでは、円安に伴う輸出の鈍化に加え、国内景気にピークアウトのきざしが見え始めた。例えば、タイでは不動産市況の軟化、不動産債権の焦げつき、金融機関からの預金の流出、市場でのパーツの売り、中央銀行のパーツ買支えの経路を経て外貨準備危機につながった。以上のように、期待収益率の低下と外貨流動性への懸念（対外短期債務/外貨準備高の増加）から海外民間短期資本（銀行間融資、ポर्टフォリオ投資）の大量かつ急激な流出が発生しアジア通貨危機となった。

タイ政府はIMFに支援を要請し、以下の政策が実施された。

第一に、財政引締として、プログラム初年度（1997年10月/1998年8月）に財政収支を前年度のGDP比約1%の赤字から1%の黒字へと改善する。具体的には、VATの7%から10%への引き上げなどが勧告された。

第二に、通貨供給の抑制である。M3は1995年/1996年に18.1%、1996年/1997年に12.7%の伸びを示したが、1997年/1998年には7%の伸びとの目標が設定された。リザーブマネーも1995年/1996年に22.6%、1996年/1997年に12.0%の伸びを示したが、1997年/1998年には8%の伸びとの目標が設定された。その他、金利の引上げによる為替サポートが誘導された。

第三に、管理フロート制への移行である。

第四に、金融セクターの抜本対策である。不良債権の処理、存続不能な金融機関の整理（債務超過の金融機関を閉鎖して資産は債権回収機構に移転する）、存続可能な金融機関の強化（資本不足の銀行は、合併、再建計画の提出の承認とともに政府による増資・救済、国有化を行う）、金融制度・法規の整備、外国金融機関への市場開放、規制監督の強化）などが実施された。金融機関の増資に使った費用は、187億ドル（このうち民間銀行には70億ドル）であった。1997年にAsset Management Company (AMC)を設立し、58社のファイナンス・カンパニーと中央銀行の傘下にあるFinancial Institutions Development Fund (FIDF)の管理下に置かれた金融機関の不良債権の購入・売却を実施した。しかし、依然として金融機関が多額の不良資産を抱えていたので、各民間銀行が独自の資産管理会社を設立して債務ワークアウトや不良債権処理を実施することが奨励された。この目的で1999年10月に民間ベースの資産管理会社の設立が国会で承認され、現在は4社が営業している。更に、銀行部門の再建を促進するために1997年10月に商業銀行法を改正して問題銀行の資本を帳消しとし、経営を変更する権限を中央銀行に与えた。タイ中央銀行は、1998年6月に非公式な債務交渉のフレームの作成、再建計画の監督・交渉を促進する規定の制定を管轄するCorporate Debt Restructuring Advisory Committee (CDRAC)を設立した。更に、1999年3月には「債務再建プロセスに関する債務者・債権者協定」と「債務再建計画投票に関する債権者間の協定」を制定して、プロセスに時間的な制限を含めるとともに法的拘束力を与えた。84社の金融機関が両協定に署名し、不良再建は1999年5月にピークであった48%から11月には42%に低下している。

第五に、経済構造改革である。当初プログラム（1997年後半）では、独占の廃止、国営企業の民営化、貿易障壁の撤廃、不透明な政府・企業関係の是正が主体であった。更に、1998年前半のプログラムでは、増大する失業者に対するソーシャル・セーフティネットの拡充、金融部門の構造改革の加速化と包括化（改革に必要な法律・制度面の整備、金融改革を管理監督する機関の設置、担保の保護、国有銀行の民営化など）、財政緩和政策が追加された。加えて、1998年中頃のプログラムでは、金融機関の不良債権問題や企業債務問題の悪化に対応するために、債務者である国内企業と債権者である銀行との間の債務交渉、ソーシャル・セーフティネットの一層の強化（貧困者所得者層の教育・医療へのアクセスへの改善、公共事業による雇用対策の拡充など）、輸出企業や中小企業への支援に置かれた。1999年に入ると、マクロ経済情勢がだいぶ改善してきたことから、マクロ経済改革から金融機関と企業を中心とする構造改革に完全に移行している。

第六に産業構造改革である。1つは、工業省主導の産業構造改革事業の強化である。同事業の経緯には、「1996年に入り、輸出の伸びがマイナスに転じ、産業の国際競争力の低

下に対する危機感が広がり、それが1997年7月に発生した通貨危機により一層強まった。」(同国工業省国家産業室ウドム部長)との強い認識がある。アクションプランは1998年6月に閣議決定された。主な内容は、生産工程の改善、品質レベルの改善、商業デザイン・マーケティングの強化、外国ハイテク産業の投資誘致、熟練工の育成、中小企業の育成、労働集約産業の地方への育成、公害防止などである。1999年4月より第1フェーズがスタート、2000年9月に終了した。2000年6月から第2フェーズがスタートした。中核機関として、自動車、電気電子、食品、繊維、鉄鋼、皮革などのインスティテュートが設立された。政府(工業省)からの独立機関として、政策提言、規制・規格に対する審査、サポート・インダストリーの育成などを推進する。5年後には独立採算に移行する予定で、主な収入源は検査費を見込んでいる。2つ目に、中小企業の育成である。1999年から水谷前通産省生活産業局長がタイ蔵相・工業相の顧問として、中小企業政策の提言を推進している。1999年6月に、中小企業診断士制度、人材育成のための中小企業開発インスティテュートが設置された。1999年8月発表の景気刺激策では、小規模企業金融公社(SIFC)や中小企業信用保証公社(SIFGC)への資金注入などが柱の1つとして打ち出された。2000年1月に、中小企業庁の設置や中小企業向けベンチャーキャピタルファンドの設置を盛り込んだ中小企業振興法が国会を通過した。2000年4月に、中小企業振興マスタープランが閣議決定している。中小企業振興戦略としては、技術・経営能力の向上、人材育成、市場機会の拡大、金融システムの強化、ビジネス環境の改善、零細企業の支援が挙げられている。

#### ⑧ 直近の事情(2000年～現時点)

経済危機からの回復が見られるさなか、BOIは投資奨励策の改定作業を進め、2000年8月より実施している。改定策は、産業の国際競争力の向上、地方開発の推進、税制面での恩典付与、外国企業の出資比率規制の緩和(製造業は立地に関係なく外資100%を認める等)、恩典付与のための輸出比率規定の撤廃、投資奨励地域のゾーン調整、ISO等国际基準の取得等を盛り込んでいる。また、外国投資企業法の改正も実施され、外国企業に対する規制業種は従前の63業種から43業種に縮減され、2000年3月より施行されている。

2001年2月のタクシン政権発足以降2002年に向け、BOIは、欧州、日本・中国を含むアジア地域、北米を中心にミッションの派遣を含む様々な投資誘致活動を展開すると共に、ターゲット産業として、5つの産業(農業、自動車産業、服飾産業、電気電子産業、高付加価値のサービス業)に重点をおく方針や投資ゾーン規制の緩和を打ち出した。目下、WTOやAFTAの展開等に伴い、投資ゾーンをベースに税インセンティブを提供するあり方も見直しを迫られている。

対外通商関係では、タイは、AFTAの推進に積極的である。CEPTスキームに基づく域内関税引き下げを2002年より実施している。これは、マレーシアが自動車関連製品の関税引き下げを2005年まで留保する等一部自由化を遅らせる動きをとっているのと好対照である。

また、2001年に、中国・ASEAN間で10年以内の自由貿易圏の実現を向けての協議が合意され、タイはASEAN側の議長国として協議をリードしていく立場をとっている。日本との関係では、2001年9月の日本・ASEAN経済大臣会合を経て、2002年1月の小泉総理のASEAN訪問に際し、総理より日本・ASEAN包括的経済連携構想が提案され、目下、検討が重ねられている。

以上の多国間通商関係に加えて、二国間通商関係が注目される。タクシン政権下では、対等のパートナーとして、二国間通商関係が重視されている。具体的には、日本、インド、豪州、米国、中国、バーレン等に対し、次々に二国間FTAの提案を行っている。

2001年でのドーハにおけるWTO新ラウンド立ち上げをタイは積極的に評価している。特に、交渉対象の中に農業補助金削減が盛り込まれたことについて、農産品輸出国であるタイとして歓迎するところが大きい。2002年9月より、タイのスパチャイ元首相兼商務相が3年間の任期でWTO事務局長に就任したことで、タイのリーダーシップが期待されている。

## (2) マレーシアにおける貿易・投資促進に資する政策の背景と変遷

マレーシアは、多民族国家であることが各種の経済政策に大きな影響を与えてきた点で、きわめて特徴的な国である。19世紀後半に、マレーシアは英国の植民地に組み込まれたが、英国は植民地経営のための労働力として、中国およびインドから大量の移民を受け入れた。この結果、マレー人＝農業、華人＝貿易・商業およびスズ鉱山、インド人＝ゴム農園、という民族ごとの職業固定化が進み、マレー人が近代化から取り残されるという構造の原型ができあがった。また英国の植民地政策は、マレーシアの経済構造を、スズと天然ゴムに依存させる典型的なモノカルチャー経済に作り上げた。ただし豊富な天然資源を背景とした一次産品の輸出収入は、資本財などを輸入するための貴重な資金源であり、有利な初期条件でもあった。

マレーシアの経済発展は、このようなモノカルチャー経済からの脱却を目指して進められることになるが、そこでは民族間の所得分配の是正が非常に重要な政策課題となった。1971年の「第二次マレーシア計画」の中で発表された「新経済政策」(NEP)では、1990年までにマレー人の株式所有を30%引き上げるなどのマレー人優先政策が打ち出され、その後の経済運営を特徴づけた。たとえば、公営企業の設立はマレー人の企業家育成という目的をもった。また強力な輸入関税政策が採られなかったこと背景には、国内保護により利益を受けるのは華人だけであるという事情があった。外資導入政策も、華人資本に依存しないで工業化を図る方策という意味を持った。これらのマレー人優先政策は「ブミプトラ(土着の民)政策」と呼ばれているが、その本質は、植民地時代に形成された経済構造の解体を目指したものといえる。この意味では、工業化の推進による高成長政策は、所得分配の是正を民族間の対立なしに進めるための手段と解釈することもできる。

マレーシアはASEANの中でも最も工業化に成功した国である。短期間に植民地経済から世界屈指の輸出工業国に成長したその変貌ぶりはマレーシアの奇跡と賞賛される。しかし現在マレーシアは大きな転換点を迎えている。結果としての平等を追求したブミプトラ政策は、経済的効率を犠牲にしながらもある程度の成果を収めたといえるが、現在では同じ民族の中でも階層分化が生じていることなどにより意味を失っている面がある。「新経済政策」に代わる長期計画として1991年に策定された「2020年ビジョン」(2020年までに先進国となることを目標)およびその一部を担う「国家開発政策」(1991年～2000年)に示されているように、経済政策の重点を従来の「結果としての平等」から「経済効率」の方向へシフトさせることが必要であった。そのためにも民族を超えたマレーシア人のアイデンティティの確立に向けて一層の努力が求められ、産業面では、外資依存による偏った産業構造に厚みを加えるとともに、労働力不足が懸念される中で、産業構造を一層高度化していくことが求められてきた。

### 1) 工業化政策の変遷<sup>2</sup>

#### ① 1960年代の輸入代替工業化政策

1957年に英国から完全独立を果たしたマレーシアは、経済の多様化と輸入代替工業化を内容とする世銀調査団の提言を踏まえて、1958年に「創始産業条例」を制定し、本格的な工業化に着手した。マレーシアの工業化はこれをもって始まったとされる。「創始産業条例」は、国内企業のみならず外国企業の投資を、所得税減税のインセンティブにより促進しようとしたものである。同時に輸入関税が導入されたが、国内保護の程度は他の途上国に比べきわめて小さいものであった。また政府は、港湾、電力などインフラストラクチャーの整備に努めた。これらの政策は外国企業および国内企業の生産拡大に寄与し、消費財を中心に輸入代替型の工業化を進めた。しかし、1960年代後半には狭い国内市場は充足さ

<sup>2</sup> 「東アジアの開発経済学」(大野健一、桜井宏二郎著)より抜粋、加筆

れ、輸入代替工業化路線は転換を迫られた。

## ② 1970年代の輸出志向工業化政策

1960年代後半になると、政府は輸入代替工業化の限界を踏まえ、輸出促進のための一連の政策を開始した。1968年の「投資奨励法」では、輸出産業を中心に特定の産業分野が指定され、各種の優遇措置が講じられた。1971年の「自由貿易区法」(Free Trade Zone Act)では、全国12カ所に自由貿易区 (FTZ) が設置され、併せて輸出加工区も創設された。輸出加工区の創設は台湾などの成功の影響を受けたものといわれる。自由貿易区では輸出入免税や一定期間の所得税免除などの優遇措置が採られ、低賃金や政治的安定とともに、多くの外国企業をひきつけた。とくに電気電子産業に対しては、「投資奨励法」に特別奨励措置が加えられ、米国、日本の半導体企業の進出を促した。さらに1970年代末には、シンガポールが労働集約産業の淘汰を目的に賃金を強制的に引き上げたことを受け、米国の半導体メーカーがマレーシアに拠点を移したこともあり、マレーシアは半導体輸出で日本、米国に次ぐ世界第3位の地位を築くに至った。このようにマレーシアでは他のASEAN諸国よりも早く輸出志向工業化を開始したが、この背景には狭小な国内市場という要因があった。

## ③ 1980年代前半の重化学工業化政策

輸出志向工業化の成功により、マレーシアは1970年代を通じて高成長を持続した。しかし、輸出をFTZの外資企業に依存し、その生産に必要な資本財・中間財を海外からの輸入に依存するという工業化は、マレーシアにおいても、貿易赤字傾向、他の産業とのリンクの欠落、産業基盤の脆弱性という問題を露呈させた。また成長の結果としての賃金の上昇により、労働集約的産業による成長の限界も見えてきた。1980年代に入ると、こうした問題を背景に、政府は「選択的第二次輸入代替工業化」とも呼ばれる重化学工業化政策を展開した。

この政策を強力に推進したのは1981年に政権に就いたマハティールである。政府は1980年に「マレーシア重工業公社」(HICOM)を設立し、これを中核に据え、鉄鋼、自動車、石油化学などの重化学工業を育成しようとした。なかでも自動車産業は大きな期待を集め、ナショナルカーの生産を目指して、1983年にはプロトン社(出資比率: HICOM70%、三菱自動車15%、三菱商事15%)が設立された。自動車は裾野産業が多いことから部品産業の育成も期待された。しかし、1980年代前半は世界的な景気低迷期であり、プロトン社の生産は計画を大きく下回った。このように政府主導の重化学工業化は、大きな期待を集めたにもかかわらず、資本財産業の育成などにおいて必ずしも所望の効果をあげることができずに、1980年代半ばの不況と財政悪化の中で、見直しを迫られることになった。

## ④ 1980年代後半の規制緩和と第二次輸出志向工業化政策

1980年代半ばになると、政府は深刻な不況から経済を回復させるために、マレー人優先的な政策を一時的に後退させ、市場原理の活用、外資の利用、輸出の促進などによる経済活性化に乗り出した。1986年の「投資促進法」の制定をはじめ、外資に対する出資規制の緩和と税制優遇、公企業の民営化などの政策が積極的に展開された。タイミング良く1980年代半ばは、日本やNIEsの製造業が為替レートの切上げや賃金の上昇から、海外生産を求めて直接投資を開始した時期であった。政府はこれを「歴史的日本機会」と呼び、積極的に日本企業の誘致を図った。こうした要因が重なり、マレーシアへの直接投資は日本や台湾を中心に、1987年頃から急速に増加した。この結果、経済成長率は投資に牽引される形で、1988年以降現在に至るまで2桁に近い高い伸びを続けている。

## ⑤ 1990年代後半の通貨危機への対応政策

1997年7月のタイ・バーツ急落に端を発したアジア通貨危機はマレーシアにも波及し、短期資本が急激に流出し、為替と株価が大幅に下落した。この下落は、資産の急激な縮小、

企業業績の悪化、不良債権の増大、信用収縮等の連鎖的悪循環を引き起こし、マレーシア経済は深刻な状況に陥った。このような状況の中、マレーシア政府は当初、IMF型の緊縮財政・金融政策により危機を乗り切ろうとしたが、同政策は必ずしも奏功せず、逆に、企業倒産等実体経済に対する悪影響がでてきた。このため政府は、1998年半ばより、それまでの政策を大幅に転換し、積極財政、金融緩和による景気刺激策に移行した。また、通貨投機を防ぎリングの安定を図るため、同年9月からは為替を米ドルに対して固定し、短期資金の国外持出しを禁止する措置を導入した。このようなマレーシア政府の景気刺激策及び為替・資本規制、不良債権処理、さらには日本による大規模な資金援助（1998年、1999年の2年間で総額68億ドルをコミット）等により、実質GDP成長率は1998年にマイナス成長を記録したものの、1999年第2四半期からプラス成長に転じ、製造業部門の輸出増等の貢献により、経済は急速に回復に向かった。

#### ⑥ 2000年代のK・エコノミー政策への移行

2000年後半から世界的な経済活動の減速により、電気電子関連輸出を中心としたマレーシア経済は減速した。2001年のGDPはかろうじて0.4%のプラス成長を維持した。政府は、2002年3月に30億リングの追加支出を含む「経済対策」を発表し内需拡大を目指すと共に、アジア通貨危機の際に導入された短期資本の送金規制を完全撤廃し、また、外国人に対する不動産取得規制を緩和する等の措置を取った。更に、米国同時多発テロ事件の悪影響を最小限に抑えるため、政府は、銀行介入金利の0.5%の引き下げを行うと共に、43億リングの追加支出を含む「新経済対策」を発表した。2002年以降、マレーシア経済は内需、外需の回復により回復基調にあるが、2003年度予算案は、経済基盤の強化、経済成長源の多様化、社会的公平性の確保を目標に、内需主導の経済成長を図るべく6年連続の赤字予算となった。

2001年4月に、今後5～10年間のマレーシア政府の基本的経済・社会運営方針を定めた第三次長期総合計画（OPP3、今後10年間の計画）と第八次マレーシア・プラン（8MP、今後5年間の計画）が発表され、「持続可能な成長路線」、「回復力と競争力」を持つ経済の確立が目標として定められた。特に、マレーシア経済を労働集約型から知識集約型の知識基盤経済（K・エコノミー）に移行し、情報通信技術の活用、人材の育成、情報インフラの整備を積極的に進めると共に、産業の生産性・効率性向上等を目指そうとするものである。情報通信インフラに関しては、従来より重点的な整備がなされてきたが、本計画においてもマルチメディア・スーパーコリドー（MSC）構想等を引き続き積極的に推進すると共に、今後マレーシアを情報通信技術、及びマルチメディアの重要な拠点として成長させると共に、地方部における情報通信、インフラの整備も進め、デジタル・ディバイドの解消も併せて実行していくことが示されている。

## 2) 外資導入政策

### ① 投資優遇措置

製造業については、外国からの投資が奨励されており、一部規制業種を全ての製造業において、輸出比率に関係なく100%外資での進出が認められている。この優遇措置は2003年12月31日までに、マレーシア工業開発庁（MIDA）に申請し、マレーシア通産省（MITI）から、製造ライセンスを承認されたプロジェクトに対して適用される。なお、規制対象業種とは、紙包装、プラスチック包装、プラスチック射出成型部品、金属型抜き、金属組み立て、ワイヤーハーネス、印刷、鉄板裁断である。非製造業部門、とりわけ卸売業及び小売業については、原則として30%以上のブミプトラ資本を含む現地資本比率が70%以上でなければならない。また、支店による進出は認められず、現地法人を設立しなければならない。

### 主な税制上の優遇措置

新規投資企業に対しては、各種税務上の優遇措置が準備されている。新規進出企業は、製造ライセンスの申請時に、次のいずれか一方の優遇措置を申請することができる。

#### パイオニア・ステータス

通常5年間の法定所得の70%を免税にする措置である。従って、残りの30%については、通常の法人税率（28%）で課税される。また、国家戦略的プロジェクトと認定されたプロジェクト等政府が特に奨励するものについては、法定所得の100%が免税になったり、免税期間が5年間延長になるものもある。

#### 投資税額控除（ITA）

5年間の適格資本的支出合計額の60%が所得控除の対象となる。ただし、毎年投資控除限度額は法定所得の70%まで。また、パイオニア・ステータス同様、国家戦略的プロジェクトと認定されたプロジェクト等政府が特に奨励するものについては、法定所得の100%が免税になったり、優遇措置適用の投資対象期間が5年間延長になるものもある。

#### 東マレーシア、半島東海岸部の優遇措置

東マレーシア、半島東海岸部（パハン、トレンガヌ、ケランタンの各州全土とジョホール州のメルシン）は、半島西海岸部分に比べて、投資条件が少ない。従って、各種税務上の優遇措置の適用範囲が拡大され、更に税務上の優遇内容も以下のとおり拡充されている。

- ・パイオニア・ステータス
- ・法定所得の免税割合が70%から85%に引き上げ
- ・投資税額控除
- ・5年間の適格資本的支出合計額の所得控除の対象割合を60%から80%に上げ、かつ法定所得の免税割合が70%から85%に引き上げ

### ② 税制上の優遇措置

マレーシアの投資優遇措置は、新規事業投資あるいは既存事業の拡張を行う会社につき、法定所得の控除という形で恩典が受けられるように立案されている。かかる優遇措置は、1986年投資促進法と1967年所得税法に盛り込まれている。

1986年投資促進法では、創始産業としての地位と投資税額控除は選択適用であり、創始産業の地位または投資税額控除の制度の適用を受けている会社は、当該優遇措置の適用期間満了後に、他の優遇措置を受けられるにすぎず、重複適用は受けられない。ただし、投資税額控除の適用会社は、期間満了前、残余期間の放棄の申請ができ、この申請が認められた場合には、他の各種優遇措置の適用が認められる。

再投資控除、再投資控除後の加速償却、海外輸出促進二重控除、輸出信用保険料の二重控除、輸入品のために支出した保険料の二重控除、研究開発費のための優遇措置、認可済訓練のための二重控除、輸出促進優遇措置、廃棄物リサイクル産業、省エネルギー、新エネルギー源、食品製造。

### ③ マルチメディア・スーパーコリドー（MSC）ステータス

マルチメディア・スーパーコリドー（MSC）とは、情報技術（IT）を基礎とした産業のための研究開発（R&D）センターとしてデザインされたプロジェクトで、北はKL中心から南はセパンにあるKL国際空港まで広がる15km×50kmの面積の地域を対象としている。MSCでは合わせて8つの特別プロジェクトが推進されている。これには、遠隔医療、スマート・スクール、R&D群、多目的カード及び電子政府が含まれている。政府は、マルチメディア・サービスの利用環境を確保するため、マルチメディア開発公社（MDC）を設立した。

MSC地区で、上記プロジェクトを行う会社で、MDCが承認した会社は下記の優遇措置が与



えられる。

- ・新会社または既存会社の所得増加分を対象とする10年のパイオニア・ステータス即ち100%投資税額控除（ITA）
- ・マルチメディアの設備に対する税金の全額免除
- ・IT都市への他の会社の進出を誘引するような会社に対する特別の優遇措置（この優遇措置については何の発表もない）
- ・外貨建取引と借入に対するガイドラインの設定
- ・必要に応じた外国人（専門職）の雇用

#### ④ 国際調達センター（IPC：International Procurement Centre）

マレーシアに調達センター業務を行う企業で、払込資本50万リング以上、年間事業支出合計150万リング及びマレーシアの港湾及び空港を利用することを条件にIPCステータスが与えられ次の優遇措置が与えられる。

- ・再梱包、積荷の統合のために関税を支払わずに、自由に自由地域又は保税倉庫へ原材料、部品、製品を持ち込むことができる
- ・必要に応じて外国人雇用枠が認められる
- ・輸出代金を保有するために複数の外国口座を開設可能
- ・外国為替先物取引の承認
- ・卸売及び小売取引への外資制限の適用除外

### 3) マハティールの東方政策

マレーシアは、従来より調和のとれた安定した複合民族国家を構築することを重要な政策としてきた。マハティール前首相は、このための人造りを重視し、1981年の首相就任直後に「東方政策」を提唱した。「東方政策」は、日本及び韓国に産業技術研修員、大学・高専留学生を派遣し、両国の技術のみならず、労働倫理、経営哲学を学び、マレーシア人の労働倫理の変革を図り、マレーシアの経済発展に役立てることを目的としている。これに対して、日本もマレーシアの人造りへの強行を行うとの観点から1982年以降マレーシア人研修生、留学生を受け入れてきており、これまでに約7,000人のマレーシア人が日本で学んでいる。

日マレーシア関係は、東方政策を提唱したマハティール前首相の下、頻繁な要人往来、直接投資や貿易・技術協力等を通じた良好な経済関係、活発な文化・留学生交流に支えられ、緊密な友好関係を築いている。特に、近年は1997年に始まったアジア経済危機に際しての宮沢構想等の適用による我が国の対マレーシア支援等もあり、マハティールの「（日本は）困った時の友人（A friend in time of grievous need）」との発言に現れているとおり、日本とマレーシアは全般的に非常に良好かつ安定した関係にある。

#### （3）インドネシアにおける貿易・投資促進に資する政策の背景と変遷<sup>3</sup>

##### 1) 石油収入を背景とした輸入代替的国内産業育成（1980年代前半まで）

1966年にスハルト大統領政権は、開発独裁政権と呼ばれる経済発展を政策の中心に据えた。総体的に見ると、スハルト政権の経済政策は、輸出・外資導入促進の対外開放政策が中心の時期と逆に国内産業振興、輸入代替産業育成の国内向きが中心の時期が交互に起きている。

すなわち、スハルト政権発足当初、自由主義経済先進国から経済援助を積極的に受け入れて、外国資本導入を進めた。既にスカルノ政権が進めた接收済みの外国資産の返還は行わなかったが、1966年に政府管理を取り消し、外資に新たな資本投下を求めるなどの手段により、

<sup>3</sup> ジャカルタ・ジャパン・クラブ「インドネシア・ハンドブック（2000年、2003年版）」より要約

西側資本との関係修復を進めた。1967年に外国投資法、翌1968年に内国投資法を制定し、外資、内資の動員を梃子にインドネシア経済の発展を図った。外国投資法では、以下の6分野に重点を置いていた。

- ① 外貨収入増が図れるもの（鉱業、農産物輸出、観光、輸出指向加工業等）
- ② 輸入代替
- ③ 短期間（たとえば、2年以内）に利益があがるもの
- ④ 雇用増加
- ⑤ 生産性向上に資する進技術または作業工程の導入を伴うもの
- ⑥ 作業効率の増加またはコストダウンにつながる近代設備導入を伴うもの

1967年の外国投資法において、外資の義務として「インドネシア人では未だ経営管理と技能上不適なポジションについては外国人の就業が認められるが、それ以外の必要就業人員はインドネシア人にもとめられなければならない」（第10条、11条）と制約を課し、また、主要ポストもインドネシア人に交替させるため、定期的、体系的な教育訓練を義務づけた（第12条）。外国投資法が制定されてから約3年間は、19億ドルと好調であったが、その内訳は8割が林業、鉱業など資源開発に集中し、期待していた工業開発には結びつかなかった。この期間は無差別に外資優遇策であったので、無差別導入期と呼ばれるが、1970年には投資法を改正し、選択的な外資導入策に変更した。それまで全面的に適用していたタックス・ホリデーを製造業中心の13分野に限定した。一方、45業種を外資参入禁止とし、国内需要を満たす業種を保護するため国内資本でまかなう点が打ち出された。しかし、この選択的外資導入策は以下の問題を生んだ。

- ・ 伝統的地場産業の発展阻害
- ・ プリブミ（在来インドネシア人）資本の低迷
- ・ 華僑系企業をパートナーとする外資に対する批判

こうした状況下、1974年1月の田中首相のジャカルタ訪問に際し、暴動事件が発生し、大衆の不満が一気に噴出した。そのため、政府は経済安定化会議を開催し、プリブミ優遇策を打ち出した。その影響で、外資参入分野は従来より制限的になり、内資、外資を問わずプリブミの参加、その保護・育成が重視されるようになった。いわば、民族資本化が進展し、外資参入分野の縮小、外資優遇措置の削減、合弁形態の義務化、インドネシア人雇用拡大、外国人労働力制限強化がもたらされた。しかも、その前年に発生した石油ショックにより石油資源国であるインドネシアは石油収入が増加し、この資金を活用する輸入代替的な国内産業育成策が取られ始めた。

## 2) 外資導入、輸出促進（1980年代前半から1998年まで）

その後1980年代前半に石油価格が下落するとともに、経済成長は低迷し、内向きの政策は続けられなくなった。石油、天然ガス依存から急速な脱却が認識され、民族資本化も修正を余儀なくされた。その一環として、1984年にインドネシア政府は税制改革を行い、法人税最高税率を従来の45%から35%に引き下げるなど外資導入促進に転換した。

1986年以降、インドネシア政府は次々と外資導入促進のため規制緩和を進め、1993年10月まで規制緩和措置が続けられた。具体的には、外国投資の事業期間の延長、外資出資比率の低下、税制の簡素化、許認可手続の簡素化が矢継ぎ早に実施された。特に輸出志向製造業への外資誘致を目玉とする諸手続の簡素化が図られたため、インドネシアに対する投資ブームは1988年から本格化し、外国直接投資額は増加していった。将来を予知するかのようには、中国投資ブームのあおりをうけて、1993年には外国投資は減少した。政府は、一層の措置を実施し、1994年に抜本的規制緩和、EPT（認定輸出生産工場）導入など輸出志向型投資優遇措置の改善を打ち出した。この1994年の外資規制緩和をそれ以前と比較したものを（表1）として示す。加えて、1995年も更なる規制緩和が行われ、これがインフラ整備や内需増大とあいまって、1995年には、外国直接投資額は史上最高の認可額となった。この1995年の外資

規制緩和によって外資参入規制分野はかなり限定されたものとなったが、その結果を(表 2)に示す。

(表 1) 1994年月外資規制緩和 (大統領令No. 20/1994)

項目	1994年6月2日規制緩和	従来 of 制度
投資形態	合弁と100%外資の双方を並存	原則合弁、例外100%外資
最低投資額	具体的金額明示なし、当該事業の経済規模に適した額	原則100万ドル、25万ドル
営業許可期間	30年、BKPMにより延長が認められる旨明示	30年、実際は延長可能であるが、法的には根拠なし
立地	保税地区、工業団地がある地域では、これらへの立地を明示	規定なし。地方庁の土地利用計画に従うこと、工業団地への立地を指導
参入分野	従来の外資閉鎖分野の一部を含む、港湾、電力、原子力発電、通信、海運、航空、鉄道、上下水の合弁形式での参入を認める、100%外資は不可、新ネガティブリスト未公表	閉鎖分野をネガティブリスト化して規制
合弁出資比率	インドネシア側最低5%	インドネシア側最低20%、例外5%
出資マジョリティ	規定なし。100%外資については15年後に一部インドネシア側に委譲	合弁及びEPZ、認定輸出生産工場は100%外資出資。但し、外資は20年後にインドネシア側に20%委譲
既存外資の第三者への投資	新規合弁設立可能な旨明示。既存PMDN、PMAへの資本参加は外資比率95%まで可能。但し、いずれの場合もネガティブリスト業種は禁止	実際は行われていたものの株式市場等の一部を除いては明文規定なし。外資出資比率は原則80%まで
既存外資の取扱	本大統領令の適用を明示	

(出所) ジャカルタ・ジャパン・クラブ「インドネシア・ハンドブック (2000年版)」

### 3) アジア通貨危機後の混乱 (2000年前後から)

スハルト政権が長期化するにつれ、ファミリービジネスなど腐敗が目立つようになり、国民の支持も失われていった。そこにアジア通貨危機が発生し、インドネシアの通貨ルピアも大幅に下落した。通貨下落と経済不況により、1998年にスハルトは大統領を失脚したが、その後の政権は安定せず、ハビビ政権が発足後、1999年の総選挙によりワヒド政権が成立、2001年にはメガワティ政権の発足と経済政策も一貫していない。加えて、東ティモールの独立、バリや首都ジャカルタにおける爆弾テロ、アチェの独立紛争と政治・社会面で問題となる事件が続出し、経済的にもなかなか通貨危機による経済状況から回復がはかどっていない。

こうした状況下で、外国投資制度の変更は以下の通り、周辺国に比べ立ち遅れたものであった。

- ・ 外国資本には認めていなかった一般輸入業務は1998年3月末より、また卸売業および小売業については1998年4月より、外国投資家の参入が認められるようになった。一般輸入業務は外資100%で参入が認められている。卸売業/流通業および小売業についても、100%の外資参入が認められているが、現地の小企業とのパートナーシップが条件づけられている。

(表 2) 外資参入規制分野 (1995年大統領令31号)

<p>①インドネシア資本出資5%以上の合併で参入可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・港湾建設・経営</li> <li>・発電・送電・配電</li> <li>・通信</li> <li>・海運</li> <li>・航空</li> <li>・上下水建設・運営</li> <li>・公共鉄道</li> <li>・原子力発電</li> </ul>
<p>②外資全面参入禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・バス・タクシー</li> <li>・地方民営小規模海運</li> <li>・小売</li> <li>・一般大衆相手の遊興 (カラオケ等)・サービス (理容・修理・鑑定等)・賃貸 (レンタル等)・保管 (倉庫等)・先物取引・宣伝等</li> <li>・民間テレビ・ラジオ放送</li> <li>・映画館</li> </ul>
<p>③条件付きで内資・外資とも参入可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・粉ミルク・コンデンスミルク (牧畜業と一貫生産の場合のみ開放)</li> <li>・製材 (東ティモールとイリアン・ジャヤ州のみ開放)</li> <li>・普通の合板 (同上)</li> <li>・印刷 (有価証券、旅券、葉書以外開放)</li> <li>・エチルアルコール (工業規格—Technical Grade—のみ開放)</li> <li>・爆薬類 (PT. DAHANAとPT. Multi Nitrotama Kimiaのみに開放)</li> <li>・航空機 (下記機種のみ、かつPT. IPTN用または同社と共同事業のみ開放)</li> <li>・輸送用ジェット機とプロペラ機             <ul style="list-style-type: none"> <li>-ヘリコプター</li> <li>-航空機エンジン (ピストン・エンジン、ターボ・ジェット、ターボ・プロペラその他のガス・ターボ、ラム・ジェット、パルス・ジェット、ターボ・ファン)</li> <li>-航空機用機器・付属品・航空機/ヘリ用付属品、着陸装置</li> </ul> </li> <li>・蒸留酒とその他アルコール飲料 (新設、拡張ともに保税地区またはEPTEに立地、かつ輸出向けのみ開放)</li> <li>・爆竹・花火 (同上)</li> </ul>
<p>④内資・外資ともに参入全面禁止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・森林伐採請負</li> <li>・賭博場・賭博業</li> <li>・海綿の採取・販売</li> <li>・マングローブ樹半製品と完製品</li> <li>・大麻類の栽培・加工</li> <li>・ベニヤ製造</li> <li>・ペンタ・クロロフェニル、ディクロロ・ディフェニル、トリクロロ・エタン (DDT)、ディルドリン、クロルデーンの製造</li> <li>・サルファイト加工のパルプ製造</li> <li>・水銀加工の塩基アルカリ製造</li> <li>・フレオン製造</li> <li>・チクロとサッカリン製造</li> </ul>

(出所) ジャカルタ・ジャパン・クラブ「インドネシア・ハンドブック (2000年版)」

- ・ 1999年6月8日より、外国資本にも、持株会社の設立が認められるようになった。外資100%でもジョイント・ベンチャーも認可されることになった。但し、持株会社の投資対象企業は、外国資本に開放されている分野に限られる。
- ・ インドネシアでは外国為替手続きに制限はないので、現地通貨以外のいかなる通貨、いかなる金額であろうと、外貨の持込み、持出しは原則自由である。これは開発途上国においては極めて稀なことであるが、非常時の外貨流出につながっている。但し、ルピアに関しては、中央銀行Bank Indonesiaは1998年3月23日、海外への持出し及び国内への持込み額を500万ルピアに制限すると発表した。500万ルピア以上の持出しと持込みには税関での申告が必要で、更に1,000万ルピアを超える持出しの場合には中央銀行の許可が必要となる。規則を破ると最高で10億ルピアのペナルティが課される。
- ・ 2000年7月1日付け大統領令第96号及び2000年8月16日付け大統領令第118号で、外資規制対象分野表（ネガティブリスト）が発表された。これは、1998年に発表されたネガティブリストの改訂版となる。このネガティブリストは、「外資・内資共に参入全面禁止」11項目、「外資全面参入禁止」8項目、「地元企業との合弁形態で外資に開放」9項目、「条件付きで開放」20項目の四つのカテゴリーに分かれている。

しかし、2003年12月31日にインドネシアはIMF支援プログラムを卒業し、IMF管理から解放された。その卒業後の経済運営戦略を示した経済政策パッケージ（通称白書）を大統領令として発表した。同パッケージは「マクロ経済の安定・維持」、「財政・金融セクターの再編と改革」、「投資・輸出の促進と雇用創出」の3部から構成されている。この3部の中で注目されるのは、「投資・輸出の促進と雇用創出」である。これについては、鍵となる政策として次の点を挙げている。

- ・ ワンルーフサービスとセクター間の問題を評価する国家投資・輸出チームにより投資政策と貿易を改善
- ・ 破産法の改正や地方規則を上部規則及び公共財に整合させることによる法的確実性を増大
- ・ 電力、運輸、通信、水資源等のサービスを確実にするインフラ建設及び再建
- ・ 公共サービスの透明性の向上
- ・ 貧困撲滅と雇用創出のプログラムにより公平性を改善

白書の内容はメガワティ政権下の2003～2004年の期間における経済問題の所在、問題解決のための政策、行動計画、成果、期限、主務官庁と責任者を一覧にしたマトリクスである。

政府は白書全体の実行責任者をドロジャントウン・クンチョロヤクティ経済担当調整大臣として、調整大臣府のジャネス・フタガルン国際経済担当次官を議長とする白書実行のための政府監視チームを発足させ、進捗状況を報告するようになっている。2004年1月時点の報告では前年9月から12月までの4ヵ月間に実行すべき行動計画120項目中70%を達成したという。

#### （4）フィリピンにおける貿易・投資促進に資する政策の背景と変遷

##### 1) 工業化政策の変遷<sup>4</sup>

###### ① 1950年代の輸入代替工業化政策

フィリピンは、スペインによる長い植民地時代を経て、19世紀末に米国の統治下に入った。当時の経済構造は、砂糖、ココナッツなど一次産品に依存する典型的なモノカルチャー型植民地経済であった。フィリピンにおける工業化の萌芽は、20世紀の前半に、米国への農産加工品の輸出という形で現れ、同時に、貿易を通じた米国への経済依存関係もこの時期に形成された。

<sup>4</sup> 「東アジアの開発経済学」（大野健一、桜井宏二郎著）より抜粋、加筆

第二次大戦後、米国から独立したフィリピンは、本格的な工業化に着手することになった。しかし、1946年に成立した「比米通商法」（通称ベル通商法、後にラウレル＝ラングレー協定として1974年まで存続）は、米国企業の内国民待遇を認めるなど不平等な内容を含むものであった。この影響もあり、貿易赤字は改善されず、1950年には輸入管理法が制定された。輸入管理の直接の目的は外貨不足対策であったが、しだいに国内産業の保護育成と輸入代替工業化促進という性格を強めた。その後1980年代半ばまで続くフィリピンの保護主義的政策の基本的な構造は、この時期に形成された。

輸入代替工業化は、こうした輸入管理や、特定の産業に対する優遇税制、政策金融など、輸入代替を有利化させる政策によって支援された。これらの諸政策の結果、1950年代後半までフィリピンの工業化は、消費財分野における輸入代替を柱に順調に進展した。フィリピンの工業化開始時期は、東アジア諸国の中では早く、1960年時点では、フィリピンはASEAN随一の工業国であった。

#### ② 1960年代前半の自由化政策と国内保護政策

輸入代替工業化は、一定の成果を収めたものの、1950年代末には狭い国内市場の充足により、早くも行き詰まった。加えて、工業化に必要な資本財や原材料の輸入が急増したことから、貿易赤字と外貨不足の問題も深刻化していた。こうした状況を改善すべく、政府は1960年に輸入・為替管理の廃止と為替レート（ペソ）の切下げを決定するなど、外向きの自由化政策を打ち出した。しかし、同時に国内企業の圧力により輸入関税が引き上げられ、関税制度により保護主義的環境は維持された。自由化措置は、輸出環境の改善にある程度貢献したものの、最終消費財に手厚い国内保護政策は、輸出産業を相対的に不利化させるとともに国内産業の効率化を妨げ、1960年代前半の経済成長は鈍化した。

#### ③ 1960年代後半～1970年代の輸出振興政策と国内保護政策

1965年に大統領に就任したマルコスは、輸出振興による工業化を図ろうとした。1967年の「投資奨励法」をはじめ、1969年には「輸出加工区法」、1970年には「輸出振興法」が制定され、輸出産業に対し優遇措置が講じられた。この結果、輸出に占める工業品の比率は上昇し、経済成長率もある程度の改善を見せた。しかし、増大した工業品輸出の中心は、衣類、半導体などの委託加工品であり、他産業への波及効果がなく、また資本財や中間財を輸入に依存するという産業構造は改善されなかった。しかも、保護主義的であった輸入関税政策に大統領の裁量を加えられるようになった上に、1969年には輸入規制も再開され、国内産業保護とそれによる非効率的体質はむしろ助長された。

マルコス大統領は、1972年に戒厳令を布告し、権威主義開発体制とも呼べる体制を確立した。しかし、それは「開発」を推進するために創られたというよりも、権力を維持するために「開発」というスローガンが利用されたという面の方が強かった。マルコス体制時代には、政策が一部の特権階級やクロニーと呼ばれる取り巻き企業に利するよう大きくバイアスを持ったほか、権力の濫用による無秩序な公的部門の拡大が進んだ。こうした腐敗と財政の肥大化という弊害は、官僚機構が制度能力を欠いた場合に、独裁制が何をもたらすかを如実に示したものと見える。

#### ④ 1980年代の経済危機と構造改革

1979年の第二次オイルショックとそれに伴う世界同時不況、一次産品価格の低迷は、停滞していたフィリピン経済に追い討ちをかけた。さらに1983年のアキノ元上院議員暗殺事件を契機に、外国資本の流出など金融危機が発生し、フィリピン経済は危機的状況に陥った。こうした中、構造問題の深刻さを認識した政府は、IMF・世銀融資の条件として、財政支出削減のほか、輸入規制の廃止、輸入関税の引下げなどの貿易自由化策を受け入れ、それまでの保護政策の是正と産業の効率化に着手した。1986年にはアキノ政権が誕生したが、その頃から、世界的な景気回復と直接投資活発化という環境改善の中で、フィリピン

にも投資が流入し、混乱していた経済は安定に向かった。1989年から1992年にかけては、国軍将校の反乱による政情不安定化、湾岸戦争による石油価格の高騰、ピナツボ火山の噴火などから、経済は再び停滞したが、1992年のラモス政権発足後は、政情が安定し、電力供給不足問題も改善するなど、経済は拡大基調を取り戻した。最近の状況は以下に述べる。

## 2) 最近の経済投資政策

フィリピンは、中国、日本、米国と経済連携に向けた検討・交渉を開始している。2002年11月に署名された中国・ASEAN経済協力枠組み協定では、アーリーハーベスト（一部品目における早期関税引き下げ）措置で合意したが、フィリピンはマレーシア、ラオスとともに、同対象品目の選定を2003年3月まで先送りした。しかし、同期限を過ぎても品目がまとまらず、改めて設定した5月末の期限にも選定に失敗した。

日本との経済連携では2002年10月に第1回作業部会が開催され、以後、交渉が進められている。日本・ASEAN包括的経済連携に先行して、二国間FTAを締結したい考えである。フィリピン側の関心事項は、日本への看護師・介護士の派遣を視野に入れた人の移動の自由化である。日本側は、現地日系企業の多くが輸出加工区に進出し、関税免除の優遇措置を受けていることから、操業環境の整備を軸に交渉にあたっている。

米国との経済連携は、2002年10月のAPEC首脳会合でブッシュ米大統領が提唱した「ASEANイニシアティブ構想（EAI）」により、貿易・投資枠組み協定締結を基礎として、自由貿易協定（FTA）締結を進めようとしており、両国は既に本件の担当者を置くことで合意している。なお、米国は2002年8月、「2002年貿易促進権限法（TPA法）」に署名し、フィリピンの対米輸出製品の一部について、一般特惠関税（GSP、無税）適用を2006年12月まで延長した。

貿易産業省（DTI）は2003年4月、「2003年投資優先計画（IPP）」を発表し、AFTAの進展をはじめとする地域経済連携や貿易自由化に対処するため、国際競争力の強化が必要との認識を示した。同計画では重点政策として、雇用創出、中小企業育成、産業集積地の形成、農業の近代化による生産性向上、IT産業の強化、輸出拡大など11項目を掲げている。また、同計画では新たに印刷、ミンダナオ島の観光開発、エネルギー資源開発、物流、医薬品、機械・部品製造業などについて投資優遇措置の適用対象に加えた。

このうち、産業集積形成の具体策として政府は、部品サプライヤーの誘致に積極的に取り組んでいる。フィリピンでは、HDDをはじめとするコンピュータ部品関係は、比較的産業集積がみられるものの、自動車、家電、一般機械の分野では、部品サプライヤーの集積は不十分である。部品サプライヤーの不在は、調達コストの上昇を招き、他国への生産拠点移転にもつながるため、DTIは競争力のある進出部品サプライヤーへの支援を強化している。

また、情報通信技術（ICT）の競争力維持を目的に、政府が投資誘致に力を入れるITサービス（商業・通信）分野への外国投資認可額は2002年に、前年比89%減の25億ペソと、大幅に減少したが、これはITバブルの崩壊や、携帯電話を中心とした通信部門への投資が、2002年に入って一息ついたことが原因とみられる。

政府は、英語によるコミュニケーションや技術指導が容易なこと、理工系の人材が豊富（工学部卒業者は年間4万7,000人、数学・情報工学部卒業者2万8,000人であることを比較優位とし、引き続き投資誘致に努めている。ITサービス分野への投資傾向をみると、日本企業がフィリピン人の設計能力やコンピュータ技術を評価し、CADによるプラント設計やソフトウェア開発などの分野に投資しているのに対し、欧米企業は人件費の安さや時差を利用し、コールセンター、バックオフィス分野へ投資する傾向がみられる。

外資に対する出資比率期限の緩和措置も取られている。2002年10月には、外資の出資比率を制限する業種を定めた「第五次外国投資ネガティブリスト」が発表され、7項目が変更された。主なものでは、2000年小売業自由化法の施行後、2年間経過措置として導入していた資本金252万～750万ドルまでの小売業に対する外資制限（60%を上限）が廃止された。これにより、外資100%での小売業への参入要件は、これまでの資本金750万ドル以上から、資本

金250万ドル以上に引き下がった。このほか、国防省の許可を必要とする製品の製造、修理、保管、流通業務については、国防省・国家警察の許可取得と一定程度の輸出を条件に、従来40%以下と定められた外資比率の上限が撤廃された。

一方、PEZAは、2002年10月の理事会決議により、PEZAの輸出加工区への移転を希望するBOI登録企業30社に対し、5%の法人税率の適用を認めた。BOI登録企業は、法人税免税期間の終了後、最高32%の法人税が課税される。このため、生産品目のほとんどを輸出する企業では、より有利な優遇措置を求め、輸出加工区への移転を希望していた。

(表 3) 対象国における主要な貿易・投資政策の変遷

	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン
1950年代	輸入代替志向 国有企業主導	輸入代替志向	国有企業主導	輸入代替志向 工業化の促進
1960年代	輸入代替志向 民間企業主導	輸入代替志向から 輸出志向への転換	輸入代替志向 国内産業振興	輸入代替志向から 輸出志向への転換
1970年代	輸出志向 産業の地方分散	FTZ政策 電気電子産業の奨励措置	外貨収支の改善策 選別的な外資導入	輸入規制の再開 国内産業保護
1980年代	輸出志向 外資導入の強化	重化学工業化	輸出志向 外資導入の規制緩和	国内産業保護の是正 輸入規制の廃止
1990年代	産業構造の高度化 裾野産業の育成強化	外資導入の強化 緊縮的財政・金融政策	輸出志向の強化	EPZの拡大
2000年代	FTAの推進	K・エコノミーへの 転換	地方分権化 新政策への模索	ITを含む産業のサービス化の促進

(注) 産業の種類により画一的に分類できない部分もあるが、理念的に分類した。

(出所) JICA調査団作成



(参考資料)

(表 4) 対象4カ国の投資・貿易制度

項目	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン
(投資制度)				
投資促進を行う機関	投資委員会 (BOI)	マレーシア工業開発庁 (MIDA)、マルチメディア開発公社 (MDC)、外国投資委員会 (FIC)	投資調整庁 (BKPM)	投資委員会 (BOI)、フィリピン経済区庁 (PEZA)、クラーク開発公社 (CDC)、スービック港首都圏公社 (SBMA) などが投資促進・優遇措置の供与を行っている。
出資比率	外資比率50%以上の企業は、外国人事業法により43業種への参入が規制される。ただし一部例外あり。	1. 製造業部門の一部、2. 非製造業部門、3. 再生不可能な資源にかかわるプロジェクトの各項目につきそれぞれ出資規制あり。	外国企業が合弁を選択した場合は外資出資比率は95%まで可能。外資100%を選択した場合、操業開始後15年以内に株式の一部を直接譲渡または証券市場を通じてインドネシアの個人または法人に譲渡することが義務付けられている。	ネガティブリストの出資規制業種に該当しなければ外国資本の出資比率の上限規制はない(100%外資可能)。
資本金に関する規制	最低資本金は、外資マジョリティの場合は200万バツ以上。ただし、外国人事業法の規制業種で特別な認可を受け操業する場合は原則として300万バツ以上。タイ資本マジョリティの法人には最低資本金の規制は無し。	最低授権資本金は10万リンギ、最低払込資本金は2リンギ。払込資本金に関し制限はなく、授権資本金の範囲内であれば自由に設定することができる。	最低資本金については、申請の投資プロジェクトのフィージビリティによるものとして、特に金額に関する規定はない。ただし、一部業種には規定があることから、投資調整庁への問い合わせが必要となる。1996年BKPM長官決定第21号。	株式会社においては授権資本金額の最低25%相当の株式を発行し、最低25%が払い込まなければならない。また、払込資本金額は5,000ペソ以上でなければならない。
規制業種・禁止業種	43業種を3種類に分けて禁止・規制。	公益業種(鉄道、電力、水道、電気通信、放送など)へは条件によっては30%まで出資可能。	(1)内資、外資を問わず民間投資禁止業種、(2)外資禁止業種、(3)出資比率など条件つき外資開放分野 2000年7月20日付大統領令第96号並びに8月16日付大統領令第118号。	ネガティブリストに記載。
各種優遇措置	法人税の減免、機械・原材料輸入税免除など。立地するゾーンにより特典が異なる。特別重要産業には立地に関係なく法人税、機械輸入税の恩典を最大限付与。ただしBOIが重要と判断した案件を除き、総免税額は投資金額の100%未満とする。	原材料・資本財の輸入に対する特典、租税の減免、製造業に対する一般的優遇措置、ハイテク産業優遇措置、マルチメディア・スーパーコリドー(MSC)への奨励措置	地域別(インドネシア東部地域(KTI)、経済統合開発地域(KAPET)に所在する企業に対する)優遇措置、保税区内の優遇措置がある。またサバン島(アチェ特別州)を皮切りとして、今後国内各地にFTZ(自由貿易地域)が設置される動きもある。	法人所得税の免除などが各投資誘致機関などにより付与される。
奨励業種	130業種(2004年3月時点)。	製造業、農業、観光業、ハイテク、研究開発(R&D)まで幅広い業種が対象。最近には特にハイテク、研究開発(R&D)部門に手厚い優遇措置を設けている。	1999年1月14日付大統領令第7号により、「タックス・ホリデー」制度が改正されたが、2000年1月のIMFとの合意を受け廃止された。	投資優先計画(IPP)に記載された業種、輸出を行う事業、BOTプロジェクトなど。
(貿易管理制度)				
管轄官庁	商務省外国貿易局 (http://www.dft.moc.go.th) ワシントン条約にかかわる管理当局	通商産業省(MITI) 税関、ワシントン条約にかかわる管理当局、品目ごとの所轄官庁、マレーシア工業開発庁(MIDA)	工業商業省	貿易産業省(DTI)が貿易政策の策定などを管轄。

項目	タイ	マレーシア	インドネシア	フィリピン
輸入品目規制	商務省輸入規制：(1)輸入許可取得必要品目(41品目)、(2)輸入課徴金が課せられる品目(3品目)、(3)燃料取引業法に基づく燃料取引業の許可・登録が必要な品目(3品目) その他輸入規制 輸入禁止品目：(1)他人の商標権を侵害するもの、(2)偽ブランド品	(1)禁止品目：14品目、(2)ライセンス品目：40分野、(3)保護対象品目：15分野等、(4)条件指定品目：46品目	(1)輸入禁止品目、(2)輸入制限品目、(3)中古輸送車、(4)化学品	輸入規制品目および輸入禁止品目が定められている。
輸入地域規制	なし	(1)禁止品目の禁止地域：インドネシア等、(2)ライセンス品目の禁止地域：イスラエル等	特になし	一部社会主義国からの輸入は貿易工業省および国際貿易公社の承認が必要。
輸入管理その他	輸入許可取得品目(輸入品目規制の項参照)を除き、なし。	(1)品目別規制詳細情報中の条件指定品目を参照、(2)主要港および空港における電子データ取引システム導入	(1)輸入指定業者、(2)カウンターパチェス制度、(3)輸入業者登録、(4)繊維・繊維製品の船積み前検査義務、(5)ニトロセルローズの船積み前検査義務、(6)中古輸送車、バス輸入管理、(7)鉄・鋼板製品の輸入、(8)輸入手続規定の修正、(9)コメの輸入取り扱い	船積み前検査は原則不要
輸出品目規制	輸出規制品目：(1)輸出許可取得必要品目(コメなど)、(2)輸入課徴金が課せられる品目(EU向けボールベアリングの一部)、(3)その他一定の条件の下でのみ輸出が認められる品目(ドリアンなど) 輸出禁止品目：(1)他人の商標権を侵害するもの、(2)偽ブランド品	(1)禁止品目：3品目、(2)ライセンス品目：45品目、(3)条件指定品目：19品目	(1)輸出禁止品目、(2)数量規制品目	輸出規制品目および輸出禁止品目が定められている。
輸出地域規制	ユーゴスラビア、コソボ、シエラレオネに対するすべての種類の武器および関連機器の輸出を禁止(シエラレオネは一部例外あり)。アンゴラは政府の当地が及ばない地域にいる個人および法人に対し、鉱業用機器、輸送機器などの輸出を禁止。	(1)ライセンス品目の禁止地域：イスラエル	特になし	アルゼンチン、中東諸国、社会主義国向け輸出には特別な手続き規則が設けられている。
輸出管理その他	輸出業者登録制度	(1)品目別規制詳細情報中の条件指定品目を参照、(2)主要港および空港における電子データ取引システム導入	(1)輸出ライセンス、(2)輸出価格の審査、(3)輸出に関する検査、(4)輸出申告書、(5)関税区域から保税区域への下請け	n. a.
輸出関連法	(1)関税法、(2)輸出入管理法	関税法、関税規則、輸出管理令、ワシントン条約、動物保護法	工業商業大臣布告 No. 558/MPP/Kep/12/1998が一般規定。 他関連法令、布告あり。	行政命令1016号(輸出に関する検査の廃止を規定)

(出所) JETRO(2004)のホームページよりダウンロード。

### 3. ASEAN諸国の貿易・投資環境に対する現状評価

JETRO及びJBICのアンケート調査を用い、調査対象4カ国のビジネス環境の現状分析と評価について整理を行った。

#### (1) 各国におけるビジネス環境整備の現状分析と評価

##### 1) JETRO調査

JETROは、毎年、「在アジア日系製造業の経営実態」に関するアンケート調査(有効回答1517社)を実施し、各国におけるビジネス環境整備の現状分析と評価を行っている。直近の調査は2004年1月に実施された分で、2004年3月に公表された。対象4カ国のハイライト部分を以下に指摘する。

##### ① 黒字企業比率

対象4カ国における日系進出企業の黒字企業比率は、タイが最も高く、マレーシア、フィリピン、インドネシアの順であった。他方、赤字企業比率を比較すると、タイが最も低く、マレーシア、フィリピン、インドネシアの順であった。このことは、ビジネス環境の評価に連動している。対象4カ国における2003年の営業利益の改善度合いは、タイが最も高く、フィリピン、マレーシア、インドネシアの順である。フィリピンの改善度がタイに次いで高かったのは、輸出拡大による売上増加が寄与している。2004年の営業利益改善度合いは、対象4カ国による多少の跛行性はあるが、改善軌道を辿るものと見込まれている。

(表 5) 収益動向

(%)	2003年の営業利益 (有効回答=1,104社)			2003年の営業利益 (前年比) (n=1,093社)			2004年の営業利益の見通し (前年比) (n=1,093社)		
	黒字	均衡	赤字	改善	横ばい	悪化	改善	横ばい	悪化
総数	70.8	10.6	18.6	49.3	19.8	30.9	50.9	33.2	15.9
ASEAN計	70.9	10.3	18.7	48.1	20.0	31.9	49.0	34.4	16.7
タイ	82.3	7.9	9.7	53.1	18.3	28.6	48.9	34.8	16.3
マレーシア	70.6	10.3	19.0	44.4	22.6	32.9	38.2	43.0	18.9
シンガポール	76.9	9.9	13.2	37.0	30.4	32.6	45.6	37.8	16.7
インドネシア	57.1	13.5	29.4	39.9	16.6	43.6	56.5	23.6	19.9
フィリピン	67.1	10.6	22.4	53.0	16.1	31.0	54.8	33.3	11.9
베트남	62.7	12.0	25.3	62.3	20.8	16.9	59.0	26.5	14.5
インド	69.1	14.7	16.2	67.6	16.2	16.2	80.3	15.2	4.5

(出所)「在アジア日系製造業の経営実態」(2004年3月、JETRO)

##### ② 生産面での問題点

対象4カ国における生産面での問題点を見ると、最も多い指摘は、タイで「有能技術者の確保が困難」、マレーシアで「コスト削減の限界」、インドネシアとフィリピンで、「品質管理の難しさ」であった。また、インドネシアとフィリピンで、「現地部材調達の難しさ」が次いで多かった。これは、両国では、特に裾野産業の発達が遅れていることが影響している。

(表 6) 生産面での問題点 (複数回答可、構成比%)

	コスト削減の限界	品質管理の難しさ	有能技術者の確保が困難	現地部材調達の難しさ	熟練労働者の確保困難	生産能力の不足
ASEAN計	48.3	48.1	46.8	43.6	23.2	17.7
タイ	40.6	50.6	53.5	42.1	23.2	19.6
マレーシア	56.9	46.4	49.4	34.7	34.7	13.8
インドネシア	49.1	56.5	43.5	50.3	18.6	21.7
フィリピン	44.3	52.1	44.3	51.5	17.4	22.8

(出所)「在アジア日系製造業の経営実態」(2004年3月、JETRO)

## ③ 雇用・労働面での問題点

対象4カ国における雇用・労働面での問題点を見ると、最も多い指摘は、タイで「現場責任者の現地化」、マレーシアとインドネシアで「賃金上昇」、フィリピンで、「労働習慣の違い」であった。反対に、「定着率」については、インドネシア、フィリピンで指摘が少なく、マレーシアで比較的指摘が多いという対照性が示された。

(表 7) 雇用・労働面での問題点 (複数回答可、構成比%)

	賃金上昇	労働習慣の違い	現場責任者の現地化	日本人出向者のコスト	技術者の採用難	人員削減への規制	定着率
ASEAN計	50.6	36.3	37.3	32.0	31.9	26.7	21.5
タイ	41.6	30.7	42.7	39.0	41.6	14.6	25.1
マレーシア	52.1	39.7	29.3	26.9	28.9	25.6	39.3
インドネシア	86.4	46.3	37.7	32.1	29.0	51.2	6.2
フィリピン	36.5	40.7	38.3	24.0	29.3	38.3	8.4

(出所)「在アジア日系製造業の経営実態」(2004年3月、JETRO)

## ④ 投資環境面での問題点

対象4カ国における投資環境面での問題点を見ると、最も多い指摘は、タイとマレーシアで「煩雑な行政手続」、インドネシアで「煩雑な税務手続」、フィリピンで「インフラの未整備」であった。「不安定な政治・社会情勢」については、タイとマレーシアで指摘が少なく、インドネシアとフィリピンで比較的指摘が多いという対照性が示された。

(表 8) 投資環境面での問題点 (複数回答可、構成比%)

	煩雑な行政手続	インフラの未整備	煩雑な税務手続	不透明な政策運営	法制度の未整備・恣意的運用	不安定な政治・社会情勢	外資出資比率制限
ASEAN計	43.3	40.3	36.9	34.2	32.6	27.6	7.9
タイ	52.4	15.6	46.3	9.5	27.7	0.4	9.5
マレーシア	37.4	23.6	11.0	16.6	9.9	2.2	15.9
インドネシア	51.6	54.7	72.0	67.7	60.2	67.1	1.2
フィリピン	31.3	75.5	20.9	47.9	28.2	69.3	4.3

(出所)「在アジア日系製造業の経営実態」(2004年3月、JETRO)

## ⑤ 貿易制度面での問題点

対象4カ国における貿易制度面での問題点を見ると、最も多い指摘は、タイとインドネシアで「煩雑な通関手続」、マレーシアで「事務処理の遅滞」、フィリピンで「物流インフラの未整備」であった。反対に、タイでは、「物流インフラの未整備」についての指摘が少ない。

(表 9) 貿易制度面での問題点 (複数回答可、構成比%)

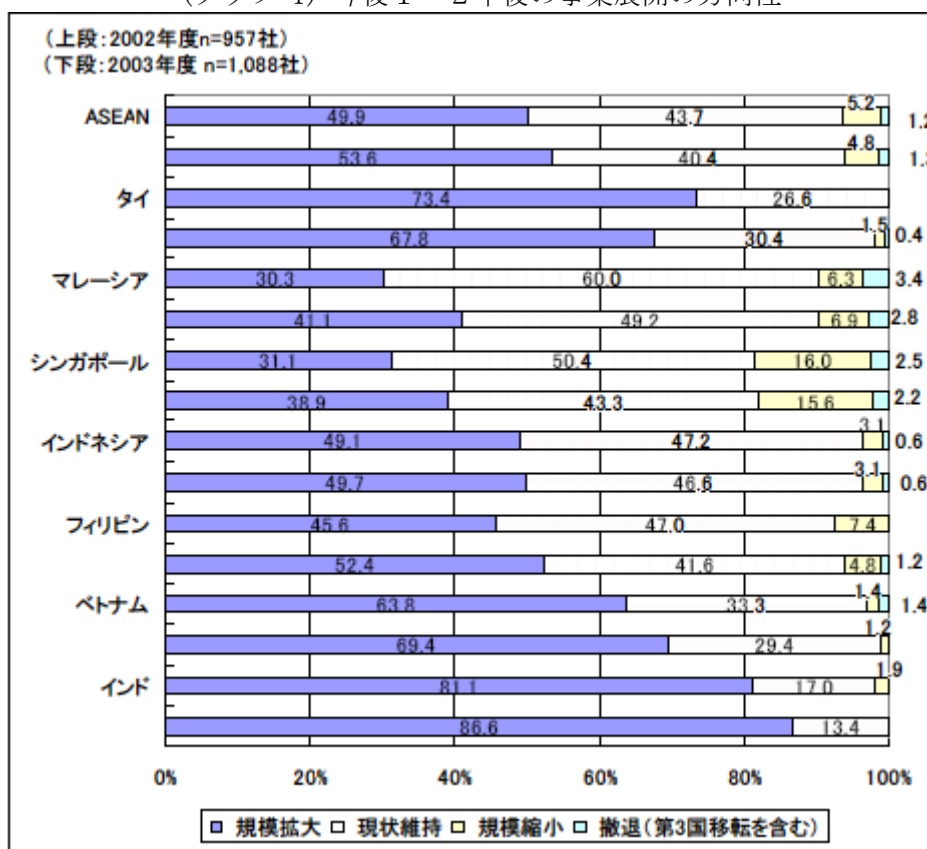
	煩雑な 通関手続き	事務処理 の遅滞	通達などの 周知不徹底	不明確な 検査システム	物流インフラ の未整備
ASEAN計	51.1	39.7	35.1	29.0	26.7
タイ	62.8	32.9	32.9	29.5	6.4
マレーシア	33.9	43.0	23.0	9.7	15.8
インドネシア	67.6	54.7	51.4	58.8	41.2
フィリピン	37.1	39.3	30.0	22.9	54.3

(出所)「在アジア日系製造業の経営実態」(2004年3月、JETRO)

⑥ 今後1～2年後の事業展開の方向性

今後1～2年後の事業展開の方向性について、ASEANを国別で見ると、タイでは「規模拡大」を挙げた企業の割合が約67%と、ベトナム並みに高い。インドネシアとフィリピンでは、「規模拡大」と「現状維持」がほぼ拮抗した。マレーシアでは、「規模拡大」と回答した企業の割合が約4割にとどまり、「現状維持」が半数となった。対象4カ国で「規模縮小」は少ない。

(グラフ 1) 今後1～2年後の事業展開の方向性



(出所)「在アジア日系製造業の経営実態」(2004年3月、JETRO)

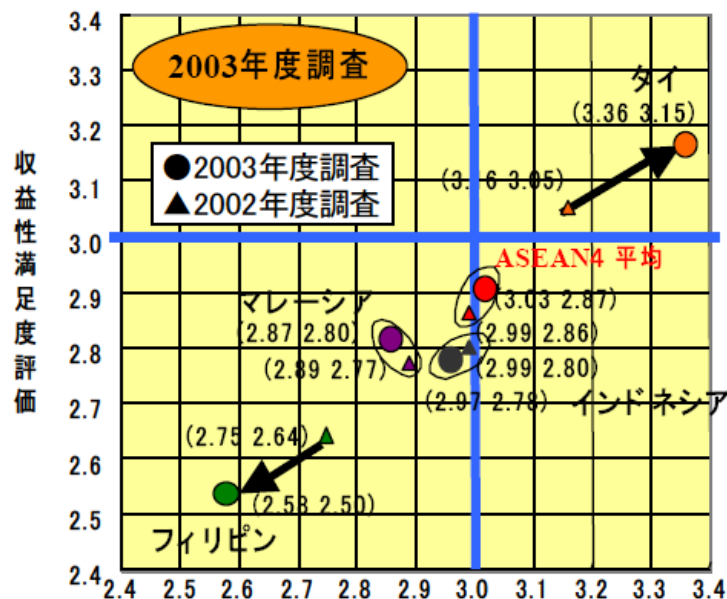
2) JBIC調査

JBICは、毎年、「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告」(有効回答571社)を実施し、各国におけるビジネス環境整備の現状分析と評価を行っている。直近の調査は2003年7月から9月に実施された分で、2003年11月に公表された。対象4カ国のハイライト部分を以下に指摘する。

① ASEAN4域内での収益評価

海外事業展開の収益評価をASEAN4の平均でみると、2002年度調査結果と2003年度調査結果はほとんど同じであった。しかし、国別では、異なった動きを示し格差が開いている。すなわち、タイでは、2002年度調査では売上高満足度、収益性満足度がともに「3」を超えて域内で最も高く、2003年度調査ではさらに上昇した。マレーシア、インドネシアは、売上高満足度、収益性満足度が「3」ないしは「3」よりやや弱い。タイと対照的に、フィリピンでは両指標とも域内では最も低かったが、2003年度調査ではさらに低下した。

(グラフ 2) 売上高満足度評価



(出所) 「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告」(2003年11月、JBIC)

② 中期的(今後3年程度)に有望な事業展開先国

今回の調査結果では、中国、タイ、米国の上位3カ国は昨年度調査と同じであった。しかし、前回調査まで4位を維持していたインドネシアが6位に下がり、代わってベトナム、インドが各々4位、5位と昨年度から1つずつ順位を上げた。マレーシアは9位、フィリピンは12位と低かった。

次いで、中期的な事業展開を有望と考える一方で、企業には具体的な事業計画がどの程度あるのかを調べてみると、中国、タイ、米国の上位3カ国については、「新規進出を含め、事業計画がある」と答えた企業の割合が、「今のところ、具体的な事業計画はない」と答えた企業の割合を越えている。他方、今回の調査で順位上昇が注目されるベトナムについては、「今のところ、具体的な事業計画はない」とする企業が8割程度もあることがわかった。これら新興国については、企業の関心が高まってはいるものの、期待が先行している状態である。本件調査の他の対象国である、インドネシア、マレーシア、フィリピンについては、「今のところ、具体的な事業計画はない」とする企業が、「新規進出を含め、事業計画がある」とする企業を大幅に上回っている。

(表 10) 中期的 (今後3年程度) 有望事業展開先国 (複数回答可)

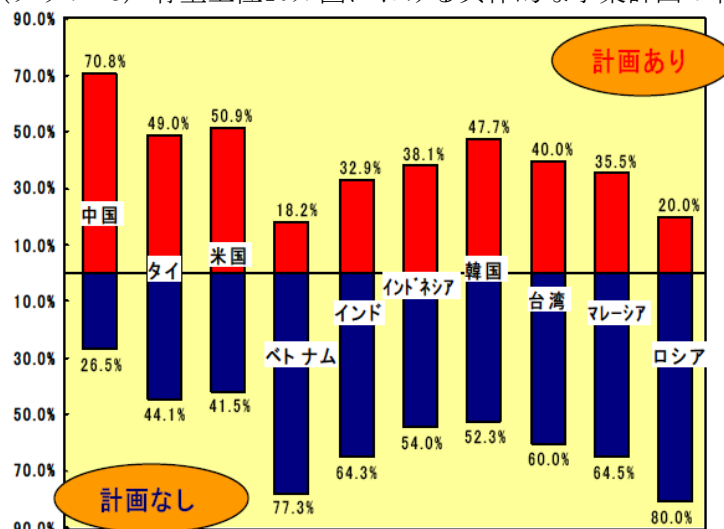
注: 左列(回答社数)、右列(構成比%)

順位	本年度調査		02年度調査		01年度調査		00年度調査					
	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)	(社)	(%)				
1位	中国	456	93	中国	373	89	中国	327	82	中国	242	65
2位	タイ	143	29	タイ	118	28	米国	127	32	米国	154	41
3位	米国	106	22	米国	108	26	タイ	99	25	タイ	88	24
4位	ベトナム	88	18	インドネシア	63	15	インドネシア	56	14	インドネシア	54	15
5位	インド	70	14	ベトナム	62	15	インド	52	13	マレーシア	43	12
6位	インドネシア	63	13	インド	54	13	ベトナム	48	12	台湾	41	11
7位	韓国	44	9	韓国	34	8	台湾	44	11	インド	37	10
8位	台湾	35	7	台湾	34	8	韓国	33	8	ベトナム	35	9
9位	マレーシア	31	6	マレーシア	33	8	マレーシア	32	8	韓国	32	9
10位	ロシア	25	5	ブラジル	19	5	シンガポール	24	6	フィリピン	30	8
11位	シンガポール	23	5									
12位	フィリピン	18	4									
13位	チェコ	17	3									
14位	香港	15	3									
15位	メキシコ	12	2									
16位	ブラジル	11	2									
16位	ドイツ	11	2									
18位	フランス	10	2									
19位	オーストラリア	9	2									
19位	ポーランド	9	2									

注:  
 (1) 本調査では、回答企業は中期的(今後3年程度)に有望な事業展開先国名を第1位から第5位まで記述。ここでは記述のあった国の数をそれぞれ合計して、記述の多かった国ごとに順位をつけて紹介している。  
 (2) 上に掲げた国以外に、北米(回答企業数41社、構成比8.4%)、EU(回答企業数39社、構成比8.0%)があった。

(出所) 「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告」(2003年11月、JBIC)

(グラフ 3) 有望上位10カ国における具体的な事業計画の有無



注) この項目への無回答企業があるため、「計画あり」と「計画なし」の数値を合計しても100%にならない国がある。

(出所) 「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告」(2003年11月、JBIC)

③ 有望国における課題

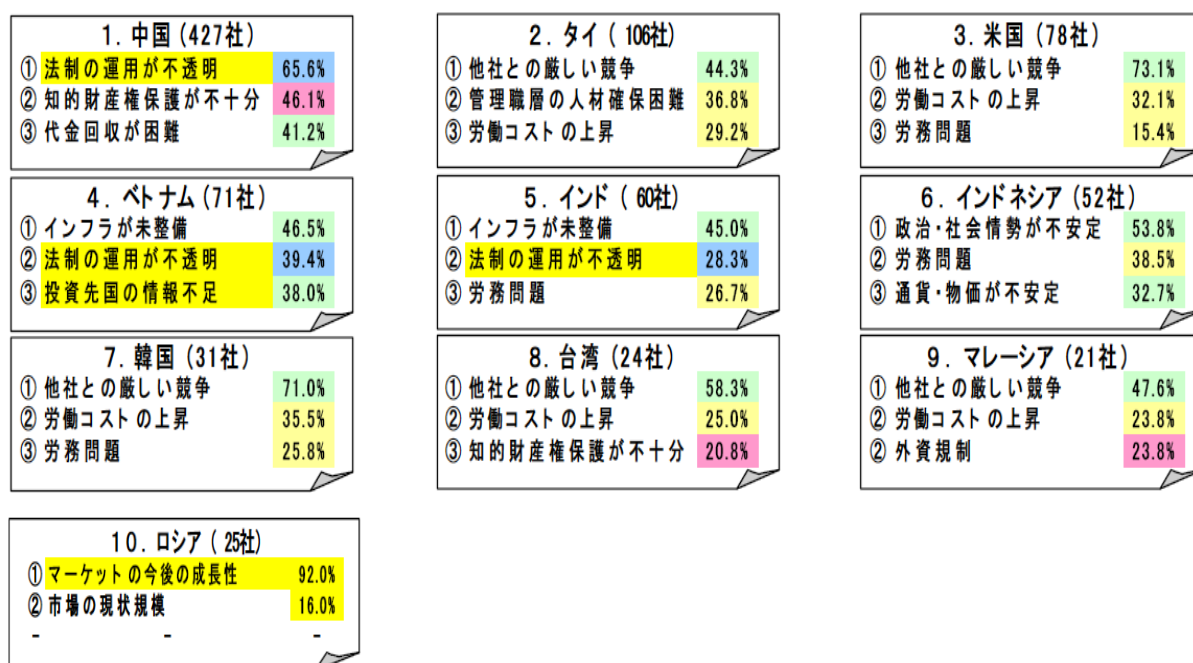
有望国を回答した企業のうち、ほとんどが当該国の「課題(複数回答可)」も指摘している。有望順位が1位の中国は、有望であると回答した企業のうち427社が何らかの課題を指摘しており、その数は、課題を指摘した企業1社あたり平均5.5と極めて多く、上位10カ国で最多である。中国の主な課題を見ると、「法制の運用が不透明(頻繁な変更等)」(65.6%)が最も多く、次に「知的財産権の保護が不十分」(46.1%)、「代金回収が困

難」(41.2%)が多い。法制は、WTO加盟等を機に制度上整備されても、現場の企業活動に対する運用において、透明性と一貫性を持つことが重要と考える企業は多い。この点で、中国の法制の運用についてはまだ問題が多く、同様のことはベトナム、インドでも指摘されている。

タイとマレーシアは、アジア通貨危機の回復に伴い労働コストが上昇してきている。また、他の国でも「労働コストの上昇」が指摘されており、中国及びCMLV諸国以外では労働コストの水準が高いことから、労働集約産業において国際競争力を失いつつある。また、タイ、米国、韓国などでは「他社との厳しい競争」を課題に挙げる企業が多いが、これは現地市場の成長の証左でもあり、企業自身が取り組むべき課題である。

また、今次調査で上申したベトナムは「投資先国の情報不足」を指摘する企業が多いことも注目され、期待先行型の国について今後事業を具体化させるためには、企業への関連情報の一層の提供が望まれる。また、ベトナム・インドの課題では、「インフラが未整備」が最多であり、これらの国では基礎インフラの整備が期待される。更に、中国(都市部)については、道路等の基礎インフラの整備は進展しているものの、物流機能が十分で無く、産業インフラとしての質を上げる必要があると答える企業もあった。なお、フィリピンは中期的に有望な上位10カ国に入っていないため、JBICの公表資料では課題の指摘は挙げられていない。

(表 11) 有望国上位10カ国の主な課題



(出所)「わが国製造企業の海外事業展開に関する調査報告」(2003年11月、JBIC)

## (2) 貿易・投資環境改善に向けた日本側の取り組み状況

貿易・投資環境改善に向けた日本側の取り組みは、現地においては日本人商工会が、日本においては経済諸団体が実施してきた。



(表 12) 現地商工会の活動の特徴

国	ポイント
タイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ タイの投資環境は他の3カ国に比べて概ね良好であるので、現地政府の関連官庁と差し迫った重要課題は多くない。情報の共有化、事業環境の改善に向けた業界別部会の活動は活発である。</li> </ul>
マレーシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資環境改善へのダイアログをマハティール前首相など政府関係者との間で継続実施。現在新たな要望書「ISSUES and RECOMMENDATIONS」を準備中。</li> <li>・ 中国との競合関係を重視した進出製造業の生産基盤整備（外資規制撤廃、通関業務の円滑化、裾野産業育成、人材育成等）やFTA締結等がダイアログの主要なテーマ。</li> <li>・ JICTIMの20周年記念事業として、昨年、裾野産業育成、人材育成に関する2つの具体的なプログラムを現地政府に提案し、今年中の実施に向けて関係方面と検討中。</li> </ul>
インドネシア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ メガワティ政権への意見具申活動を5つの「小委員会」で行っている。</li> <li>・ その政府との話し合いの進捗状況をモニタリング表で示している。</li> <li>・ KADINが中心となっているEPP（エコノミー・ポリシー・パッケージ）の進捗状況に関するモニタリング・チームや、インドネシア政府が設置した投資促進のためのナショナル・チームへも参画している。</li> </ul>
フィリピン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員企業に投資環境改善のためのアンケートを定期的実施、とりまとめ結果をDTI長官等政府関係者に提示し、相互にチェックアンドレビューを強化。</li> <li>・ 懸案事項は、VATの還付、労働組合問題、工業団地間の高速道路整備、安全の確保等で、独自の活動と共に、他の外国商工会議所と連携した投資改善活動も実施。</li> <li>・ 昨年は来日したアロヨ大統領向けに、その直前に投資環境整備にかかわる要望書を提示。民間組織だけでの政府提案には限界、官官レベルでの技術協力等に期待。</li> </ul>

(出所) JICA調査団作成

加えて、わが国の政府機関は様々な技術協力や開発計画策定支援を通じて、各国政府による貿易・投資の環境整備を側面支援してきた。以下では、現地日本人商工会による近年の取り組み事例及びわが国の政府機関による支援の代表例を紹介する。

### 1) 日本経団連によるタイの貿易・投資環境改善に向けた取り組み状況

盤谷日本人商工会議所は、最近、タイの貿易・投資環境改善に向けた包括的な政府答申を実施していない。そこで、日本経団連の国際協力本部は、2003年8月から9月にかけて、日タイ経済連携に関するアンケート調査を実施した。盤谷日本人商工会議所によるモニタリングを含めこの調査が、タイに進出している日系企業が直面している問題点/課題（ボトルネック）の把握・整理を行っている最新の資料である。このアンケート調査は、日本経団連からタイ進出企業の日本本社に対して行われた。アンケートへの回答は、各社からタイ現地拠点に転送されて詳細な回答を得ている。

経団連によるアンケート調査の特色は以下の通りである。現時点における回答を調査チームが中間的に集計したものを以下に示す。こうした現状把握に基づき貿易・投資環境改善に向けた改善要望が提出される予定である。

(表 13)日本経団連のアンケート調査 (タイ)

業種	具体的な問題点/阻害ケース	改善要望
自動車	<b>【関税】</b> (1)現状の商用車税率は3%と低い、乗用車税率は35%~48%となっており、国内市場の拡大およびそれによる自動車産業の育成を通じた輸出競争力強化の阻害要因となっている。また、突然の関税分類変更による税率アップがある。 (2)平鋼、丸棒、シームレスチューブは現行関税率9-10%と高い。 (3)トラック用テールゲートリフターのパワーユニット（電気式油圧発生装置）も、現行関税率20%と高い。 (4)AFTAの発効により、2003年以降ASEAN地域の開税は0~5%に引き下げられる予定であるが、依然、日本からのCBUの輸出には4.5~17%の高関税が掛かり、障壁となっている。 (5)2003年からASEAN域内関税はCEPTが適用され、域内からの輸入は0~5%の関税が適用されると理解している。然るに、タイでは、生産会社が輸入するものにはCEPTが適用されるが、販売会社が輸入する場合には、適用されないとの問題がある。	<b>【関税】</b> (1)奢侈税の低減を通じた自動車市場の拡大を図るべき。WTOルールに沿った関税評価方法の運用が必要。 (2)一般的鋼材であり5%レベルを希望。 (3)国産該当品はないので5%以下を希望。 (4)2国間自由貿易協定を促進し、関税の引き下げを要望する。 (5)生産会社であろうと、販売会社であろうとCEPTが適用されるべきだと考える。 (6)自動車の完成車、CKDにおける輸入関税率適用はインボイス・プライスに基づいていないので、WTO関税評価協定違反である。
	<b>【通関手続】</b> KDパックに対し詳細な部品表の提出が義務付けられており、手続きが煩雑（通関4ヶ月前に工業省に申請し、国産化規制等の審査を受けた上、通関1ヶ月前に更に税関への価格申請が必要）。	<b>【通関手続】</b> 税関手続きの簡素化を望む。
	<b>【知的所有権】</b> ブランドに対する不正使用や不正輸入。	<b>【知的所有権】</b> ブランドに対する保護の強化、不正輸入の取り締まり強化を望む <sup>5</sup> 。
	<b>【科学技術】</b> 研究開発を促進する政策が必要。	<b>【科学技術】</b> 研究開発費に対する税制恩典もしくは助成金の交付を望む。
電気電子	<b>【情報通信技術（ICT）協力】</b> タイの通信事業を監督する国家通信委員会（NCC）が電波法によって設置されることになっているが、2000年予定の設置時期が現在に至っても実現されておらず、規制・運用面で依然不透明性がある。（通信事業）	<b>【情報通信技術（ICT）協力】</b> 早期実現を望む。

<sup>5</sup> 「タイ模倣被害実態アンケート調査結果」（2003年5月、JETROバンコク・センター、経済産業省特許庁）によれば、「貴社製品のタイ国内での偽物被害状況」について、「偽物被害の事実はない」が50%、「被害は深刻である」が9%、「被害があるが深刻でない」が15%である。また、「偽物対策を行なう上での障害」として、「対策に多大な経費を必要とする」が35%、「何度摘発しても改善の効果が現れない」が32%である。従って、「日本政府の偽物問題に対する態度についてどう感じているか」に関して、「もっとタイ政府に対して取締り強化を申し入れて欲しい」が43%、「企業の偽物対策に関して現地での支援をしてほしい」が21%と公的支援に対する要請が有効回答数の過半数を超える。なお、アンケート対象企業2000社のうち、有効回答企業は216社である。

業種	具体的な問題点/阻害ケース	改善要望
	<p><b>【人材養成】</b>            (1) ISP及びIDC事業を手がけているが、タイはインターネット技術者はまだまだ少なく、その確保に苦勞。(通信事業)            (2) 仕事を進める上での基本的教育、訓練がなされていない。特に報告、連絡、改善、部下の指導等がいい加減で生産計画が守れない。(電子機器)</p>	<p><b>【人材養成】</b>            (1) インターネット及びIT技術者育成のための学校の創設、指導者の派遣および奨学金等の整備が必要。            (2) 卒業前に全員に、大学で就職講座をつくり、就職希望者に基礎的な教育をしてほしい。</p>
	<p><b>【貿易及び投資の促進】</b>            (1) 原材料を輸入する際にそれぞれインセンティブ (CEPT、BIS19、BOI、Manufacturing Incentive等) 毎のインボイスが必要となり、大幅な作業増加。(電子機器)            (2) すでに長くタイで生産活動を行っている事業所の追加インセンティブが少なく、メリットがない。(電子機器)</p>	<p><b>【貿易及び投資の促進】</b>            (1) 貿易業務 (実務処理) の煩雑さに対する改善を望む。            (2) 多くの企業が中国シフトを加速化しており、追加投資に対するインセンティブ改善が必要である。</p>
	<p><b>【環境問題・廃棄物処理問題】</b>            グリーンマネジメント推進の観点から、タイのサプライヤーにも環境に影響を与える科学物質を材料、製造工程で使用するの禁止を呼びかけている。対応できないサプライヤーからは購入を差し止める。こうした背景からタイのサプライヤーは環境対応が必須条件となる。(電子機器)</p>	<p><b>【環境問題・廃棄物処理問題】</b>            タイ政府からの行政指導、環境対応をしたサプライヤーへの報奨制度などを実施し、グローバルスタンダードへの迅速な対応を推進してほしい。</p>
	<p><b>【家電製品に関する安全規制】</b>            (1) 立法プロセスの透明化 (規制案の公布、事前ヒアリング制度の確立等)            (2) 十分な規制準備期間の設定 (規制インフラが整ってから少なくとも1年間。規制インフラが整備されない状況での規制開始はやめてほしい)            (3) 製品安全認証要件を他国と同程度にしてほしい (ISO-9000を安全認証要件としている国は他になし)            (4) TISIのCB Scheme早期参加、MRA早期締結 (現地試験インフラが整備されていないことから、暫定的にCB Reportを追加試験なしでみとめてほしい)            (5) ISO-9000認証要件については、取り下げてほしい。            (6) 要求が撤廃されない場合は、すでにタイが相互認証協定に加盟していることから、協定に基づき他国の認証をそのまま受け入れてほしい。(電子機器)</p>	<p><b>【家電製品に関する安全規制】</b>            左記の早期改善</p>
	<p><b>【税務当局による規制】</b>            部品、スクラップの廃棄につき、国税局、BOI、税関、各々の立会いの下でしかできず、保管スペース、事務処理で時間がかかる。(電子機器)</p>	<p><b>【税務当局による規制】</b>            対応部門の一元化を望む。</p>
	<p><b>【知的所有権】</b>            (1) ソフトウェアの違法コピーが横行している。タイ当局も警察による監視を強化するなど努力をしているようであるが、なかなか実行が上らない。総額100万円近くするOSやゲームソフトが、わずかに数百パーツ (1,000円以下) で売られている。当社はASPも行っているため、このような違法コピーが出回っていると経営に打撃を与える。日本で製作された各種ソフトも大量にコピーされ、販売されているようである。(通信事業)            (2) タイにおいて商標を付した偽造製品がバンコクの市場に出回っており、これに対して本社から現地代理人を通して警察と連携して、偽造品を販売しているマーケット、店舗に対する強制取締活動を定期的に行っている。取り締まりを行っても実務上、侵害者に対して実刑が科されるこ</p>	<p><b>【知的所有権】</b>            (1) 既に対応が取られつつあるが、違法行為が横行しているので、さらなる監視強化をお願いしたい。            (2) タイの司法機関には、商標新侵害者に対して現行商標法に基づいて実刑判決を含む厳正な処罰を希望する。            (3) WIPO著作権条約、WIPO実演・レコード条約の早期批准を希望する [①レコード製作者への送信可能化権の付与：インターネット等にレコード音源をアップロードする場合、公衆に利用可能にすることについての排他的権</p>

業種	具体的な問題点/阻害ケース	改善要望
	<p>とがほとんどなく、3万～5万パーツ程度の低額罰金で釈放されてしまうため抑止力が弱く、偽造品がなくなる。 (電子機器)</p> <p>(3) リアルスペースにおける音楽CD、映画ソフト、ゲームソフト等の海賊版およびインターネット等サイバースペースにおける音楽、映画等の不正コンテンツの違法な製造、流通、販売が問題となっている。 (電子機器)</p> <p>(4) タイは特許関係の国際条約への加盟にはやや消極的で、WIPO設立条約 (1982年) やWTO協定 (1995年) には加盟しているが、パリ条約や特許協力条約 (PCT) には加盟していない。 (電子機器)</p> <p>(5) 日本の特許庁やJICAによる審査協力・人材育成協力が行われているが、いまだ知的財産制度がタイ国民のものとなっておらず、外国人のための制度になっていると言わざるを得ない。 (電子機器)</p>	<p>利、②ナップスターのようなネットワークサービスの違法性の明確化、③インターネットサービスプロバイダーの法的責任の明確化：侵害物の速やかな削除のためのインセンティブ等、④技術的保護手段回避の禁止 (回避機器・装置の製造販売の禁止)]。</p> <p>(4) 法執行努力の強化と著作権に対する啓蒙活動・教育の実施等を通じて、法の遵守を促す環境づくりの実施希望。</p> <p>(5) 最近、日本企業に限らず、各企業によるPCTルートの出願が急激に増えているため、タイについてもPCTへの加盟が要請されていくと考える。タイ知的財産局は加盟を検討中とのことであるが、サーチ業務の低減やレベルアップなどのメリットは大きい。PCTの加盟を希望する。</p> <p>(6) タイ国内の発明の促進と保護が重要である。自らの利益を守るために特許出願をすることは、他人の知的財産権の尊重につながり、このような知的財産権保護の意識の向上は、外国企業にとっても望ましい。</p>
	<p><b>【政府調達】</b></p> <p>現在、タイ国の国際通信サービスはCATにより独占されている。また、新しい通信サービスであるインターネットの世界 (ISP) でもCATの許認可事項となっており、且つライセンスの取得の代わりに35%のフリーシェアをCATに与える必要がある。このため、インターネットプロバイダーとしては、次の問題を抱えている。</p> <p>(1) 国際IPバックボーンのタイハーフ側は、CATの国際専用線が必要であるが、価格が非常に高い。例えば、日本側ハーフに比べて約2倍である。</p> <p>(2) CATは35%のフリーシェアを持っているため、資産の35%は自動的にCATに取られてしまう。従って、追加投資がしづらい。</p> <p>(3) 新サービスも許認可事項であり、時間がかかる。</p> <p>(4) CATゲートウェーサービスであるIIGを極力使うよう強く依頼されるなど、自由なオペレーションができない。</p> <p>(5) 故障修理に時間がかかる。 (通信事業)</p> <p>国営通信企業の株式会社化が決定している中で、国営通信企業が保有する通信事業者へのコンセッションの転換方法について方針提案はなされているものの実行はなされておらず、株式会社後の国営企業との公正な競争条件について不透明性がある。 (通信事業)</p>	<p><b>【政府調達】</b></p> <p>早急な通信の自由化を望む。これにより価格低減サービス品質向上が期待される。</p>

業種	具体的な問題点/阻害ケース	改善要望
機械	<p><b>【関税】</b></p> <p>(1) タイのNC工作機械の輸入関税は5%であるが、そのスペアパーツ（CNCカード、サーボモーター等）は25%と高い。しかも、タイ国内では製造されておらず、輸入に頼らざるを得ないため問題がある。</p> <p>(2) 技術上製品の差が余りなくなっているのにも関わらず、複写機、印刷機、プリンタ間の輸入関税率に大きな差がある。例：印刷機20% (on CIF)、複写機・プリンタ0% (on CIF)。</p> <p>(3) 物品貿易の関税の撤廃を望む。(精密機器)</p> <p>(4) HSコードの適用が同一物品であっても異なるケースがある。(産業機械)</p> <p>(5) 計測用工業計器（流量計類）の完成品において、3%から10%へ移行した。問題あり。(精密機器)</p> <p>(6) 日本のベアリング関税は0%である。</p> <p>(7) 複写機：WTO通達で関税ゼロとなるはずが国内で混乱あり、港により異なる。</p> <p>(8) 工業顕微鏡・測定機を輸出メーカーが直接あるいは非直接で購入（輸入）するときは、BOIの申請によって免税措置が適用される。しかし、BOIは期限付きという制約があり、また、手続きが面倒である（精密機器）</p>	<p><b>【関税】</b></p> <p>(1) 部品についても本機並の関税にしてほしい。</p> <p>(4) 標準化してもらいたい。</p> <p>(6) タイは0%にすべき。</p>
	<p><b>【リペアパーツの受払い処理】</b></p> <p>BOIのもとに製品を輸出しているが、リペアパーツの受払い（協力会社から購入し自社では付加価値を付けずに輸出するリペア用パーツ）の処理について、運用が難しい。多くの企業でこのようなリペア用パーツの輸出が必要であるはずだが、明文化されたルールには、このケースが想定されていない。(精密機器)</p>	<p><b>【リペアパーツの受払い処理】</b></p> <p>実務に不可欠な処理については、ルールを追加・修正し対応してほしい。</p>
	<p><b>【ライセンス品目の輸出手続】</b></p> <p>第三国からの迂回貿易における原産地証明が不明。(精密機器)</p>	<p><b>【ライセンス品目の輸出手続】</b></p> <p>明確化を望む。(精密機器)</p>
	<p><b>【通関手続】</b></p> <p>タイ国内サプライヤーとの間で、EDI化の動きが出ている。(精密機器)</p>	<p><b>【通関手続】</b></p> <p>(1) EPZ内にある拠点として、通関手続EDI対応についての検討が必要</p> <p>(2) 通関手続の事務作業簡略化を望む。</p>
	<p><b>【関税の還付】</b></p> <p>(1) 還付請求をしても理由不明で還付されない場合がある。(産業機械)</p> <p>(2) 輸出に伴うVATの自動的、即時還付を望む。現状は申請後数ヶ月を経て立ち入り調査、税務監査のうえ、全く別件の経費否認などを経た上で半年以上の遅れで支払われる。(科学機器)</p>	<p><b>【関税の還付】</b></p> <p>「各月15日申告締切後に1ヶ月での自動支払」の法制を希望する。</p>

業種	具体的な問題点/阻害ケース	改善要望
	<p><b>【外資参入規制】</b>            (1)1986年にタイに進出しているが、外資規制でマジョリティをとれない。事業拡大のため追加投資したいが、権益が自由にできない。(農機具)            (2)外資保有規制に関する規制緩和を望む。外貨預金保有限度設定及び、90日以内の引き出し義務の撤廃。(精密機器)            (3)最低7名の株主や外資の出資50%未満の制限など、制約をより緩和してほしい。(工作機械)            (4)現在、外国事業法の外国人の定義は所有基準(過半数の株を何処が所有しているか)により、タイ企業か外国企業かを判断する、と規定されているが、昨今、新たに支配基準(過半数の役員がタイ人かどうか)を導入しようとする動きが出ている。(ベアリング)</p>	<p><b>【外資参入規制】</b>            外資規制を廃止し、独資進出を認可してほしい。             (4)この動きには歯止めをかけてほしい。</p>
	<p><b>【土地所有制限】</b>            現在、外国法人はBOIで認可されていない場合、土地を所有できない。(ベアリング)</p>	<p><b>【土地所有制限】</b>            将来的に、外国企業でも土地を所有できるよう、規制緩和を推進してほしい。</p>
	<p><b>【雇用】</b>            営業、サービスの駐在計画にあたって、日本人2人の就労許可証を取得するためには、1名の日本人に対し7名(最低4名)の雇用が必要となり、障害となり得る。(工作機械)</p>	<p><b>【雇用】</b>            就労許可証の発給改善</p>
	<p><b>【税制】</b>            (1)担当官により解釈が異なる見解を示すケースがある。また、担当官が交代すると、従来の解釈の変更を余儀なくされることもある。(ベアリング)            (2)移転価格税制に関する法律が5月に施行したが、実務が煩雑である。(ベアリング)            (3)Withholding Taxの賦課方法(率)が不明瞭である。(産業機械)</p>	<p><b>【税制】</b>            (1)担当官、スタッフへの指導、教育を充実・徹底してほしい。            (2)実務を軽減するため、例えば「各企業の資産・販売規模等に応じ、最低納税額を示し、その額を超え納税している企業に対しては移転価格税制を適用しない」等のような簡便法の検討をお願いしたい。            (3)明確にしてもらいたい。</p>
	<p><b>【諸制度、慣行、非効率な行政手続】</b>            BOI(タイ国投資委員会)による認可の問題がある。例えば、            (1)増産時に新規外注開拓や金型治工具の外注移管に際して、認可に時間がかかる。            (2)現在認可の対象企業に関するレギュレーションが細分化されており、商社機能で認可を受けた企業が生産行為を行う場合は、特典の適応が除外されてしまう。(精密機器)            (3)BOI、官公庁手続きに時間を要し、早期展開がしにくい。(工作機械)            BOI関連の手続きに時間がかかり、また、BOI事務所に頻りに足を運ばねばならないケースがある(申請者がフェース・トゥ・フェースで報告しなければならないという慣習のようなものがある)。(ベアリング)</p>	<p><b>【諸制度、慣行、非効率な行政手続】</b>             (1)手続きの簡素化とスピードアップを望む。            (2)認可規制の緩和、包括的で弾力的な運用を求む。             郵送、電子メール等を活用し、事務手続の効率化・簡素化を図ってほしい。</p>
	<p><b>【外貨取引、外貨決済】</b>            現在、タイ国内取引はタイ・パーツしか認められていない。(科学機器)</p>	<p><b>【外貨取引、外貨決済】</b>            タイ国内における外貨取引の認可を望む。輸出メーカーの入金が多くが外貨建てのため、部材の購入も外貨建てを希望、為替リスクを避けたい。国内在庫販売などSCM強化のためにも、国内外貨取引認可を希望する。</p>

業種	具体的な問題点/阻害ケース	改善要望
	<b>【為替関連】</b> 相場が大きく変動するリスク(ベアリング)	<b>【為替関連】</b> 相場が大きく変動する局面では、政府、中央銀行による市場介入を積極的に行うなどにより、パーツ相場安定を図ってほしい。
	<b>【知的所有権】</b> 手続きの煩雑さと権利の尊重がされがたい。(精密機器)	<b>【知的所有権】</b> 手続きの簡略化と権利の尊重を望む。
	<b>【政府調達】</b> タイ国の政府調達協定への加盟を望む(インフラ等投資拡大につながる可能性あり)。(精密機器)	
化学	<b>【関税】</b> (1) 製品ごとに異なるが、MFNの輸入関税が10～30%程度課せられている(AFTAでは平均5%程度)。(石鹼洗剤) (2) 写真感光材料：医用フィルム／機器10% 関税(機器)だが、増値税が加算され実質は29%である。 (3) ウルグアイラウンドにおける化学品関税引き下げ協定(CTHA：化学品ハーモ)に未加盟であり、合成樹脂等については高率な関税を賦課している。(石油化学)	<b>【関税】</b> (1) 自由貿易の促進という点で、関税の低減が望ましい。  (3) (2001年現在)新ラウンドの関税交渉においては、これら未加盟国のCTHAへの参加を促し、ある程度引き下げ期間の猶予を与えても、先進国同様関税引き下げが実施されるよう要望する。 ○ 合成樹脂 ポリエチレン(HSコード：2901)／関税率20% ポリプロピレン(HSコード：3902)／関税率20% ポリスチレン(HSコード：3903-19)／関税率20% 塩化ビニル樹脂(HSコード：3904-10)／関税率20%
	<b>【ライセンス品目の輸出手続】</b> 化学品の輸出にライセンス品目が多く、その基準が不明確。少量のサンプル輸出でも煩雑な手続きは同じで、なかなか商売になりにくい。塩酸・硫酸はライセンス品目だが、苛性ソーダ・過酸化水素は不要。但し、危険度から言えば硫酸より過酸化水素の方が高い。	<b>【ライセンス品目の輸出手続】</b> 早期改善を望む。
	<b>【駐在員事務所】</b> 駐在員事務所開設を検討したが、駐在員事務所形態の開設は難しいとの見解を受けた。(石鹼洗剤)	<b>【駐在員事務所】</b> 明確化を望む。

業種	具体的な問題点/阻害ケース	改善要望
繊維	<p><b>【関税】</b>            (1)合成繊維（ポリエステル等）原料チップの関税が20%と高い（電材等成型品原料と同じ扱いとなっている）。            (2)タイ国内に良質の原料を十分に供給できる場所がない。            (3)タイ国内に経済単位で自製するだけのマーケットがない。            (4)AFTA地域より日本品の輸入関税が高く、日タイの関係からすると理解し難い。            (5)企業の業績は種々要因により変動するが、過去の利益ピーク時を基準に「みなし課税的」に課税を要求されるケースがある。当該ケースは、97年のパーツの下落により輸入原料価格が2倍となり、98年度決算が赤字となったが、96年度を基準として課税要求があった。〔備考〕タイ国内において上記関税引き下げを行っても、実質的に国内産業（合繊原料）を損なうことはない。現に、供給できるメーカーがない。</p>	<p><b>【関税】</b>            タイ国内で合繊生産する上で国際競争力を維持するため、輸入関税を早急に5%以下（好ましくは0%）に下げべき。少なくともAFTA並みであるべき〔例：ポリエステル綿 10%（AFTA5%）、テキスタイル 20%（AFTA5%）〕。会社の理由説明を理解し、適正な課税処置を実施してほしい。</p>
	<p><b>【自然人の移動】</b>            合弁会社に日本人社員を外向させる際に労働許可証の枠があり、自由に出向者を増やせない（例えば、1人を帰国させないと次の人員を送り込めないというような不自由さがある）。枠の撤廃をお願いしたい。</p>	<p><b>【自然人の移動】</b>            枠の撤廃をお願いしたい。</p>
	<p><b>【産業政策】</b>            繊維産業では、コーディネーターが不在。川上、川中、川下間での統一ポリシーがない（繊維業界全体の産業発展を考える機能がない）。</p>	<p><b>【産業政策】</b>            産業支援政策の充実を望む。関税引き下げ・自由化は計画的かつ産業政策に沿って実施すべき。テキスタイルインスティテュートの役割見直し、機能強化を望む。</p>
	<p><b>【知的所有権】</b>            主要国のほとんどが加盟しているパリ条約と特許協力条約に未加盟なので、特許出願手続が出願人にとって非常に不便。</p>	<p><b>【知的所有権】</b>            知的財産関係の国際条約への早期加盟を望む。</p>
	<p><b>【人材育成】</b>            タイ国に限らず一定以上の知識層は実務的实践を嫌う傾向が強いため、育成が表面的になりやすい。</p>	<p><b>【人材育成】</b>            人材育成をタイ外務省資料のように学生、教授、公務員の交流を代表させるのではなく、より実務に近いレベルで実施することが望まれる。</p>



## 2) マレーシア日本人商工会議所 (JACTIM) による取り組み状況

マレーシアでは、これまで暫定的に認められてきた製造業100%進出の全面解禁が2003年実現したが、行政末端まで浸透していない。従って、日系企業など外資が再投資などで新たな投資申請をする際に従来規定を適応されるなどの混乱が起きている。これに限らず窓口の手続き、申請認可業務の非効率性、不明瞭さがまだまだ多く残されている。

1990年代中盤以降マレーシア政府はMSC建設などでIT産業振興を図り、全体として製造業離れを推進し、大企業投資を優先する一方、得意な技術を持つなど優秀な中小外資企業の誘致に前向きな姿勢をとらない傾向があった。しかし、ITバブル崩壊、MITI大臣の中国視察などを経験し、最近では中国との競争を意識して裾野産業基盤育成など物づくり競争力向上のための施策に理解を深めるようになりつつある。

マレーシア政府は、日本支援から自立の方向であり、脱日本を強めている。しかし、日本企業の立場に立ち、またAFTAでの域内広域分業化の流れの中で、必ずしもこれまで集中投資してきた日系企業がマレーシア投資を継続する保証はない。少なくとも裾野産業基盤の未整備と人材確保が最重要課題である日系企業の立場に立つと、製造業の投資環境を改善するために日本政府側から技術協力を積極的に働きかけていく必要性が益々強まる。

以下に、1995年以降のマレーシア政府関係者とのダイアログ、及び、同国の投資環境改善を求めてきたJACTIMが直近でまとめ、マレーシア政府に要望提案した表を掲載する。

### 1995年以降のマレーシア政府関係者とのダイアログ

1995年：産業廃棄物処理場の早期建設

1996年：日本人ビザ（ワーク・パーミット）発給弾力化

1997年：外国資本・外国人の積極的活用のための規制緩和、間接輸出の再定義見直し

1998年：政治的安定性の維持に関する首相の見解、配当制限措置の見直し・撤廃、将来固定為替レートを変更する場合の緩やかな変更、非居住者によるリンギ資産投資についての1年間保留義務の見直し

2000年：AFTAの早期実現、日馬二国間貿易・投資の促進（自由貿易協定の動きへの対応）、高等教育拡充（大学設立、外資による大学への投資促進）、熱延鋼板の輸入規制の見直し、総合商社のステータス改善（外資規制緩和、支店の取引範囲拡大）、製造業関連サービスの所管である工業開発庁への一本化、産業廃棄物処理コストの引き下げ、投資環境の改善（外資規制撤廃、賃金高騰是正、技術導入、原材料輸入の円滑化）、ペナンにおける航空貨物便の継続

2002年：「中国問題タスクフォース提言」マレーシアの課題はFDIの急減どころか、中国への流出の恐れを抱えている。今後、外資出資規制の撤廃、外国企業によるマレーシア上場企業の買収、ブミプトラ政策の抜本的見直し、外人労働者雇用の拡大、投資優遇税制の一層の拡充等を進め、投資環境を一層改善しなければならない。しかし、これだけでは不十分で、高賃金を吸収できる生産性の高いFDIの誘致、ASEAN自由貿易地域（AFTA）を早急に実現させ、ASEAN域内での競争を通じて、各国の相対的優位性に基づいた得意分野への集中を推し進めることが焦眉の急

2003年：外資誘致機関MIDAへの他省庁からの権限委譲とサービスの一層の向上、電気、ガス、水、産廃処理等各種インフラ料金引下げとサービスの質の向上、輸送ロジクスの一層の改善、通関業務の迅速化・円滑化、ITの活用の促進、輸入規制の改善、R&D・技術力強化のための税制インセンティブ整備、サポーティング・インダストリーの強化、国際競争力強化の観点から労働関連法規の柔軟な見直し、技術人材（Engineer, Technician）の育成、製造業の100%外資容認の継続・拡充とサービス業における外資規制緩和等

(表 14) JACTIMによる課題と提案

No.	課題	提案
1. 自由化	<p>(1)既存企業の外資規制撤廃・ガイドラインの明確化</p> <p>政府はすでに昨年6月に製造業について外資規制を全廃した。マレーシア製造業の一層の強化を図るための施策として、我々としても高く評価したい。だが、既存企業が拡張・多角化等の投資を行うために外資比率を上げようとする場合、ケースバイケースで取り扱われ、手続きが不明確であり、要件もわかりにくいことが問題となっている。</p> <p>(2)AP（輸出入許可）の発給弾力化・手続き円滑化等</p> <p>①自動車のAP発給について、手続きが煩雑であること、数量枠が限定されているとの懸念があったが、APはモニタリング目的に過ぎず、自動車輸入は必要数量を申請すれば認可される旨2002年12月の自動車政策で明記されたと理解している。よって今後は需要に応じた数量をAP申請する予定である。</p> <p>②鉄鋼輸入のAP発給についてもほぼ同様である。</p> <p>③耐熱煉瓦を輸出する際、イポーの企業が輸出許可を取得するために10営業日かかる。以前はイポーにオフィサーがおり4営業日に取得できた。そもそもなぜ輸出許可が必要かもよくわからない。</p>	<p>すでに既存企業で外資100%の容認を受けた企業も存在するが、具体的な手続きや要件が明確でない。既進出製造業の100%外資容認のための要件と手続きの明確化を図っていただければ、より多くの拡張・多角化投資の誘致が見込める。</p> <p>2002年12月の政策に基づき、需要に応じた申請を行った場合に、手続きの迅速化と円滑な認可をお願いしたい。</p> <p>需要に応じた申請の認可を簡略かつ迅速にお願いしたい。</p> <p>そもそもAP（輸出許可）を課す必要があるのか、その理由について伺いたい。また仮に必要とした場合、イポー等KL以外の地方都市においても簡略かつ迅速なAP認可をお願いしたい。（イポーの場合、かつてオフィサーがいた頃のように4営業日以内での取得をお願いしたい。）</p>
2. 円滑化	<p>(1)通関業務の迅速化・円滑化（通関業務の効率化・ペーパーレス化の一層の促進）</p> <p>本件については、すでに一定程度の通関業務の電子化、ペーパーレス化が進展していると理解している（ダガンネットとロゼッタネットの組み合わせにより通関業務の効率化を実現している例がペナンなど一部地域で見られる。）が、実際には例えばポート・クランではプリントアウトしたペーパーを通関時に持ち込むことが必要であるなど、まだ電子通関のメリットが目に見えて現れるには至っていないと思われる。また、シンガポール国境での通関は1時間しかかからないが、タイ国境での通関は6時間を要す。本件は、製造業のSCM実行のために、重要なポイントである。</p> <p>(2)輸入手続の簡略化</p> <p>家電品の輸入に関してロットごとにSIRIMの輸入テストが行われ、多大な時間と費用を要し、サプライ・チェーン・マネジメントの推進に支障をきたしている。</p>	<p>通関業務の完全な電子化、ペーパーレス化をマレーシア全土や国境通関で可及的速やかな展開を早期に実現していただければ（特にタイの国境をシンガポールとの国境並みに）、IPC及びRDCの発展につながり、且つ、製造業サプライ・チェーン・マネジメント実行へ向けた貢献、大である。</p> <p>SIRIMによる輸入テストの回数を少なくすることや検査体制の簡略化をぜひお願いしたい。</p>
3. ビジネス環境整備	<p>(1)盗難の増加</p> <p>以前よりマレーシアは安全というのが投資環境上重要な要素であったが、最近商品の盗難事例が増加している。例えば昨年11月にも某日系自動車メーカーの自動車がトレーラーごと盗難される事件があり、他にも家電製品がまとめて盗難される例も散見される。警察当局を中心にいろいろ取り組まれていることと認識はしているが、まだ十分とはいえない状況である。</p>	<p>日系企業サイドでも盗難防止への取り組みの強化を図っていきたいと考えているが、ぜひ政府にも盗難防止と盗難された場合の迅速かつ適切な対応をして頂き、投資環境の劣化を招かないようお願いしたい。</p>

No.	課題	提案
	<p>(2)インターネットインフラの整備促進</p> <p>昨年も提言させていただいたが、DSL（ブロードバンド）は相変わらず非常に遅く、かつ近隣諸国と比較しても、あるいは日本と比較しても高額である。日本の例を言えば、かつては世界一高いなどと批判されていたが、官民での取り組みの強化（官側の規制緩和、民側の新規参入等）により、DSLについては今や世界でも最も安価といえるレベルにまでなり、そのため普及率も爆発的に上昇している。ICTの普及率において、マレーシアは、ASEANでシンガポールに次ぐレベルであり、競争力強化のため、より質の高いインターネットインフラの整備が必要。</p>	<p>マルチメディア・スーパーコリドー等のICT振興施策を有するマレーシアとして、一層DSLの価格低下、質の向上に努めていただきたい。これにより産業のIT化も促進される。例えば、光ファイバーの敷設を早急に進めることができれば、R&amp;Dに必要なCAD/CAMデータの転送が容易になり、マレーシアのR&amp;Dの発展に貢献する。</p>
	<p>(3)停電対策の強化</p> <p>電力インフラは中国等の他国と比べマレーシアが安定していることは言うまでもなく、これまでのマレーシア政府の取り組みの結果と高く評価している。他方未だに停電が起きた際のテナガ・ナショナルの対応が十分でない事例も見られる。</p>	<p>すでに集積しているE&amp;Eや自動車産業等に更に付加価値をつけていき、マレーシアを高付加価値商品製造立国にしていく為には、インフラの質の向上が不可欠である。特に半導体産業などのハイエンドの電子産業になるほど、停電は仮にわずかな時間、あるいはほんの少しとした電圧の変化であっても操業に大変な影響を及ぼす。本件は、ここ数年にわたり引き続き提案させていただいている問題であり、停電が起きた際のテナガ・ナショナルの迅速な対応をお願いしたい。</p>
	<p>(4)水道料金の改善</p> <p>昨年ジョホール州の水道料金が引き上げられた問題については、貴大臣のお力添えによりディスカウントが実施されることになったこと大変感謝している。ただ、その対象については使用する水の量の基準が高すぎ、これではほとんどの企業がディスカウントを使えない。</p>	<p>水道会社の経営状況が悪化しているからといっておれを簡単に料金転嫁するのはかえってジョホール州の投資環境の悪化につながるものであり、ひいてはマレーシアの投資環境全般に悪いイメージを与えかねない。本件については、引き続き貴大臣のお力添えにより、実効的なディスカウントをお願いしたい。</p>
	<p>(5)労働生産性の一層の向上～国際競争力強化のための近代的・合理的労働慣行の促進</p> <p>昨今の厳しい国際競争、特に中国の台頭、ASEAN各国との投資勧誘競争の激化に対応するため、我々日系企業も商品力の強化、サプライ・チェーン・マネジメントの実行、従業員のキャパシティ・ビルディング等による競争力強化に日夜努力している。より高度な発展段階を迎えているマレーシアにとって、近代的・合理的労働慣行の浸透は、急を要する課題である。</p>	<p>以下の提言は昨年のMITIダイアログでも提起させていただいた問題であり、さらに昨年末の人的資源省とのダイアログでも提起させていただいている。労働生産性の向上、スピードアップにより、グローバル競争に勝ち抜くという観点から、貴大臣のお力添えで労務問題の改善をよろしくお願いしたい。</p> <p>①労働協約：3年に1度の労働協約の見直し（3年間条件変更できない）について、賃金については経済情勢を迅速に反映し、1年毎の見直しを労使間の協議で行うことが出来るよう、必要な法制や法律運用の整備をお願いしたい。</p> <p>②労使関係：今後の国際競争にマレーシアが伍していくために労使が協調して競争力ある経営をともに目指すことが必要である。そのため、経営者側である我々も努力するが、労働組合側にも同じ目標に向かって努力していただきたい。また、政労使の協議を促進していただくために政府の積極的なイニシアティブをお願いしたい。</p> <p>③労務管理上の問題（病気休暇制度の改善）：当地には一定日数の病気休暇制度が存在するが、中には適切に運用されていないことも散見される。マレーシア政府の努力により衛生環境が大幅に改善され、また医療機関も相当程度整備されてきている。こうした社会の進歩、さらには国際競争の激化等にかんがみ、例えば労使の協議によって一定程度病気休暇を減らすことができるようにする等制度の見直しのご検討をいただきたい。</p>

No.	課題	提案
	<p>(6)人材育成に対するスピーディな取り組み</p> <p>人口が少ない輸出立国であるマレーシアが厳しい国際競争で生き残っていくためには、高度な人材を擁することが必要不可欠である。企業の競争力は人の能力にかかっている。そのため日系企業も各社で人材育成に取り組んでおり、JACTIMもセランゴール州人材開発センターと協力して、アナログ技術者育成支援に取り組んできた。だが、厳しい国際競争の現実を踏まえれば、一層の技術人材の質・量の充実が早急に求められる。特に、人材育成の進展が技術移転を促進する観点からも、R&amp;D人材の量的・質的増加は、マレーシアが早急に対応すべき課題である。現在、日系TVメーカーの中にはアナログTVのR&amp;D機能をすべてマレーシアに集約し、世界の開発拠点にする方針を打ち出している会社もある。これはマレーシアにとっては千載一遇のチャンスである。</p>	<p>①技術人材育成の為に早急なる施策立案          昨年のダイアログにおいて、大臣より「この課題の重要性は十分に認識している」との回答を頂いたが、その後の取り組み進捗状況について伺いたい。</p> <p>②職業訓練校：特に質の充実について、「外見的な資格、certificate」ではなく「本人がどれだけ粘り強く、R&amp;Dを遂行できるか、遂行能力」を重視した充実が重要であることを強調したい。</p> <p>③人材情報提供システム：昨年のダイアログにおいて指摘させていただいた、人材情報提供スキーム Labor Market Information Systemは、常に有為な人材を求めている日系企業としては極めて有意義と評価している。その現状と今後の拡充の予定について伺いたい。</p>
	<p>(7)中国・周辺地区からの板ガラス不正輸入取締まり</p> <p>アクションの強化要請、LMW制度の運営方法見直し、現在主に再輸出加工免許の制度を悪用し再輸出加工用として中国及び周辺国から不正に輸入した板硝子製品をほぼ全量国内へ非合法に販売し関税及び消費税を免れるという板ガラス不正輸入品により、890トン/日の生産量(2窯)を550トン/日(1窯)に減産せざるを得ない状況に追い込まれている板ガラス企業が存在する。政府としても、輸入硝子がすべて中国品からの不正輸入とすれば推定年間約60百万RM程度の税収マイナスになっていると考えられる。(推定金額950RM/トン×8万トン/年×76%=約57.8百万RM)</p>	<p>①LMW制度は本来建築用資材には適用されないはずにも関わらず、解釈をまげて適用されている可能性がある。ルール通りに厳格に実施することを要望したい。</p> <p>②LMW適用の見直し。具体的には、板ガラスを切断して、窓枠に納めることを加工業と言えるか、加工の再定義を行って頂きたい。大きな設備投資をせず、人がいれば簡単にできる組み立て作業である。むしろ、設備投資の必要な強化ガラス・合わせガラス・複層ガラス・熱線反射ガラスなど、板ガラス自体に付加価値をつけることを加工とするなどと定義を改めて頂きたい。</p> <p>③免許の発行と監督の両方を税関が行っているが、不正取り締まりの観点から、例えば免許の発行官庁と取締まり官庁を分離し、透明、公正に運営する事を要望したい。</p>
4. 協力	<p>(1)マレーシアサポーターディングインダストリーの育成・強化</p> <p>高度な技術を有する新規投資プロジェクトを日本から誘致するには、その高度な技術に対応できるサポーターディング・インダストリーの存在が極めて重要。その意味でマレーシアサポーターディングインダストリーの実力向上が必要不可欠。</p>	<p>本課題の改善へ向け、JACTIMがSMIDECと協力してチャレンジしているプロジェクト。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の有望マレーシア資本部材・部品製造会社5〜8社支援</li> <li>・日本人技術人材バンク設立支援への政府のご支援に感謝するとともに、その具体化に向けた行動をSMIDECと共にやっているので貴大臣のご理解とご支援を重ねてお願いしたい。本プロジェクトは、マレーシア製造業を支える基幹部分を強化するという基本課題改善へ向けた挑戦である。又、日本人技術者のビザに関し、日本人技術者による技術移転の為、マレーシアマイセカンドホームプログラムの特別版を作成、これを該当技術者に発給して頂く。その際の資格審査はSMIDEC・JACTIMが共同で行うという案を提案したい。</li> </ul>
	<p>(2)MIDA日本事務所との協力</p> <p>日本からの新規投資の誘致のために、MIDA日本事務所にはより積極的な活動とPRをお願いしたい。</p>	<p>JACTIMとしては、MIDAとの意見交換を通じてより効果的なPR活動の実施をお手伝いし、より成果を上げるべく、協力していきたい。</p>
5. 21世紀にマレーシアが先進国入りするための発展戦略に関する提案	<p>2000年以降、中国の台頭が目覚しく、近い将来インドの発展も視野に入ってくる。このような環境のもと21世紀のマレーシアのビジョンを明確にし、そのビジョン達成に向け日本、マレーシアが協力することが望ましい。そのビジョンのひとつとして「アジアのスイス」へ向けた取り組みが考えられる。スイスは①コアになる産業を持っている(精密機械、医薬品、食品等)②三民族の複合国家で人口は少ない</p>	<p>「アジアのスイス」へ向け、以下の3点を提案したい。</p> <p>①高品質・高付加価値製造立国へ向けた戦略          現在マレーシアのコアになる産業はE&amp;Eの電子機器と電子部品である。この強みを生かし、一例として自動車用半導体などの高品質製品・高付加価値製品をマレーシアで生産できるよう、特別なインセンティブを立案頂く。</p> <p>②FTAの戦略的推進・OHQ取得弾力化</p>

No.	課題	提案
	<p>が生活水準は高い、③自然に恵まれ環境先進国かつ観光大国、等の特徴を有する。</p> <p>人口の少ないマレーシアが今後2020年までの先進国入りに向けて発展しようとするならば、こうしたスイスを先例として、戦略的な政策を展開することが期待される。ちなみに隣国のタイはインドとのFTAを実施しようとしており、これをある家電メーカーの日本本社は高く評価している。</p>	<p>複合民族国家（マレー人、中国人、インド人）の特長を生かし、インドネシア（2億人）、中国（13億人）、インド（10億人）、中近東の巨大マーケットへのアクセスを容易にするFTAを戦略的に推進すべきではないか。また、これらの地域との貿易を行えばこれらの国をカバーするOperational Headquarterのステータスを取得できるようにするなど、特別なインセンティブを立案頂く。</p> <p>③環境立国（Green Country Malaysia）へ向けた取り組み</p> <p>マレーシアには豊富な自然環境が残存しており、これらを生かした観光誘致を一層積極的に行っていただきたい。さらに世界水準の環境基準を設定し、厳正に執行するとともに、他の途上国の模範となっただき、加えて、エコプロダクトへの支援強化、環境対応投資・支出（無鉛はんだの普及促進など）やグリーン調達に対するインセンティブの付与など、世界の環境対応先進国として高いブランド・イメージを早急に確立して頂く。</p>
6. 日・マレーシア経済連携協定の早期実現	<p>上記経済連携協定はマレーシア経済の発展に大いに寄与することは間違いないものと確信する。</p>	<p>JACTIMとしても可及的速やかな協定の早期実現を期待したい。その際「バランスのとれた相互に利益のある成果の実現、包括的、実質的な自由化、WTO等国际ルールとの整合性、迅速性、建設的かつ柔軟性をもった」交渉が行われ、その結果既存進出日系企業にもメリットがある協定であることを強く期待する。</p>

(出所) マレーシア日本人商工会議所 (JACTIM)

### 3) ジャカルタ・ジャパン・クラブ (JJC) による取り組み状況

ジャカルタ・ジャパン・クラブ (JJC) は日系企業だけでなく、日本人個人をも対象とした活動を行っており、その部会は法人部会、調査部会、広報文化部会、個人部会で構成されている。JJCが組織している委員会のうち、最も重要なものの一つは、メガワティ政権への意見具申活動を行っている「小委員会」である。

2001年9月に、メガワティ大統領が日本を訪問した際、JJCはインドネシアの投資環境整備のための10項目からなる提言書を提出した。その10項目は、i) 治安の確立と司法の確立、ii) 課税（賦課金）及び課税事務の適正化、iii) 通関、関税手続きの迅速化と法律・運用規程の情報公開の義務付け、iv) 労働問題の解決、v) 海外直接投資を奨励する各種優遇制度や促進策の充実、vi) サポートリング・インダストリー（裾野産業）の振興、vii) 電力などエネルギーの安定供給、viii) 産業インフラの整備、ix) 4大投資案件の円満な早期解決、x) 国の発展を支える人材育成である。

この提言内容を実現していくため、JJCでは「通関・関税問題」「課税問題」「労働問題」「投資促進・裾野産業振興問題」「電力問題」の5つの小委員会を設け、インドネシア政府の関係閣僚、関係各省総局長等と精力的に話し合いを続けている。さらに、これらの話し合いの進捗状況を定期的に報告し、各省庁間に跨る問題の解決に向けたアドバイスを受けるため、ドロジャトン経済調整大臣をまじえた全体会議も定期的に開催している。2002年度は、この他にも新労働法案に関する公聴会や通関サービス改善の為の公聴会にも関係小委員会が出席し、意見発表をしている。

JJCからの提言内容は、通関業務の効率化や通関規則の徹底、減価償却制度の見直しや法人税予納制度の改善、労働条件に係る法整備や遵法ストライキの定義の明確化、投資環境改善のための法整備、電力不足解決に向けた早急なインフラ整備などである。2003年3月までに、これら投資環境改善のために81項目の提案を行い、そのうち19項目でインドネシア政府と改善策の合意をみている。これらの提案項目のなかには、法律や制令の改定を必要とするもの、複数省庁に跨った対応が必要な事項も含まれているため、全項目が速やかに解決するというものではない。今後も引き続き粘り強い話し合いにより、投資環境改善を訴えていく

方針である。

小泉首相の提案で設置された、インドネシア・日本両国の経済専門家により組織された Indonesia-Japan Economic Cooperation Working Teamとも連携しており、JJC意見具申活動の成果を、同チームに報告している。

また、特に治安対策について、2002年10月のバリ爆弾テロ事件をきっかけに、インドネシア国家警察との情報交換のための小委員会を設置した。小委員会では、治安確保や警察当局の風紀是正・規律徹底など、警察当局に対する在留邦人からの意見・要望を提出している。こうした一連の提言活動の過程で、在インドネシア日本国大使館をはじめとする日本政府関係機関との連携が強固になっており、インドネシア政府機関に対する発言力も増大している。

2003年度の各小委員会の活動概要は次のとおりである。（2004年3月時点）。

- i) 通関・関税問題小委員会（三嶋憲太委員長）
- ii) 課税問題小委員会（奥文昭委員長）
- iii) 労働問題小委員会（山崎幸雄委員長）
- vi) 投資促進・サポーティング・インダストリー振興問題小委員会（加藤裕之委員長）
- v) 電力問題小委員会（佐藤活朗委員長）

ドロジャトン経済調整大臣を座長とする全体会議は、2001年以降これまでに8回行われている。2003年度は、2003年7月25日、11月5日、2004年2月25日の3回開催された。

また、日本を訪問したメガワティ大統領に対し投資環境整備に向け継続した取り組みを要請（2003年7月）したほか、インドネシア政府によるIMF卒業後の経済政策パッケージ「EPP」（エコノミー・ポリシー・パッケージ）への要望（2003年7月）を行っている。さらに、KADIN（インドネシア商工会議所）やAmCham（アメリカ商業会議所）、IBC（International Business Chamber）などと連携して、KADINが中心となっているEPPの進捗状況に関するモニタリング・チームや、インドネシア政府が設置した投資促進のためのナショナル・チームへも参画している。

2003年7月にドロジャトン経済調整相に対し投資環境整備に関する要望を提出した。主要な内容は以下の通りである。

#### ① 新投資法の成立

内外投資家の差別的な取り扱いを廃止し、投資に関連する政策・ガイドライン等の法的基盤と根拠を明確にする事により、内外投資家の投資基盤の安定を図る。

#### ② 中小企業育成を含む国家産業政策の策定

産業政策にかかわる国家計画を制定し重点産業を制定、それらに関わる中小企業や部品産業の育成の具体的政策を明らかにし、重点分野への新規投資促進を図る。

#### ③ 二国間投資保護協定の締結

日・イ投資保護協定の締結を早期に実現する事により、既進出企業及び新規投資家に対し、健全なビジネス環境を提供する事に加え、投資先国としての安心感を醸成する。

#### ④ 政府の行政行為にかかる手数料と標準処理日数の制定

各種許認可などの行政行為に関し、各々にかかる手数料を制定するとともに、その処理に要する標準的な日数を制定する。これら手数料及び処理日数については、省令・政令・通達などで明文化した後、関係官庁のホームページにおいて公表し不正の防止を図ると同時に行政の透明化を実現する。

#### ⑤ 税関行政連絡会の設置

輸出入において重要な役割を果たす税関業務において、関係各省庁の法令解釈などの問題で税関業務が滞る事態を解決するため、関係各省庁と税関総局との税関業連絡会を

設置し、現場の問題の報告・対策・改善の討議等を定期的実施し、当該連絡会での結論は通達によって税関職長に徹底し知らしめると共に、ホームページで迅速に公表し、税関業務の円滑化を図る。

⑥ 投資優遇措置の実施

国家投資政策に適合しつつ投資の促進を目的とし、ASEAN諸国と同等あるいは健位な「投資に関する税制上の優遇措置」を制定する事により、投資先市場としての魅力と競争力を回復する。

⑦ 課税実務・処理の簡便化と合理化

企業のキャッシュフローの弱体化につながる徴税・納税制度の見直しを行い、企業における税務実務負担の軽減を図りつつ税当局の実務合理化も実現する。

具体的には、

1. VAT還付期間の短縮
2. 個人所得税の予納制度の廃止
3. 法人所得税の予納回数年12回から年4回への削減
4. 出国税を会社源泉個人所得税との相殺調整可とする

などの施策を実施する。

⑧ 税務否認に対する異議申立及び税務裁判制度の確立

法制度でカバーしきれない税務上の判断についての合理性を確保するためには、異議申立及び税務裁判制度の整備が不可欠。税務否認に対する意義中立手続に関して一旦否認金額全額を納めないと資産を差し押さえられる現行制度を改善することが必要。また、税務裁判結果を公表することにより、税務上の判断・解釈の統一を図る。

⑨ 労働関連法の整備・制定と確実な運用

新労働法の補足規定並びに労使紛争解決法を早期に制定すると共に、労働者の保護と企業の競争力確保が両立され且つ新法導入での混乱が生じる事のないよう、労働関係者への啓蒙を図り確実な運用を実現する。

なお、JJCだけでなく、日本政府もインドネシア支援国会合（CGI）において、インドネシア政府に対して、国民の十分な理解を得つつ改革を継続していくことの重要性とともに、今後、投資環境を整備し民間投資を促進していくことで経済成長を高めることの重要性を訴え、日本政府が主導して投資環境ワーキンググループを設置し、投資環境整備が最重要というドナーの共通認識を示している。

#### 4) フィリピン日本人商工会議所（JCCI）による取り組み状況

フィリピン政府は、雇用確保を優先とする企業誘致や経済成長を実現するため、外国投資促進、輸出工業化のための投資環境整備に努めているが、特に近年は外資誘致において中国や他のASEAN各国との競争に直面している。フィリピンの強みはなんといっても教育程度が高く、英語が通じる豊富な人材が得られることであるが、一方では、政情の不安定性や先鋭的な組合問題等が外資にとっての大きな課題となっている。こうした観点から、日本人商工会議所は、特に日本企業の置かれている投資環境改善に向けた継続的な活動を行っている。

日系企業における大きな問題であり、日本人商工会議所が特に取り上げて、政府の改善を求めている案件としては、VATの還付問題、労働組合問題、インフラ問題などであるが、近年は、会員企業向けにアンケートを実施し、その結果を整理し、フィリピン政府に提案する

形をとっている。日本側からの定期的な提案を受けて、政府側も問題解決に向けて積極的な対応を見せ始めている。以下に日本人商工会議所を通じた近年の投資環境改善に向けた活動をまとめる。

① VATの還付問題

- BOI登録の日系企業へのVAT還付が大幅に遅れている問題を取り上げ、フィリピン政府に改善を強く要望している。なお、PEZA企業について未還付のケースが大半であり、特に中小企業の経営へのインパクトが大きいため善処を求めている。改善は遅々として進んでいない。

② 労働組合問題

- 2001年初め、国内販売停滞を背景とした労使紛争が発生し、商工会議所として多発する争議への対応策を検討し、政府に対応を要請した。必ずしも適切な対応策で沈下したわけではないが、依然として自動車に限らず多くの日系企業は、組合活動の先鋭化で生産活動が混乱する可能性を抱えており、後述するアロヨ大統領に対する投資環境改善要望書の中でも労使関係改善に向けた政府側の適切な対応を提案している。

③ 投資環境に関するアンケート実施と改善に向けた働きかけ

- 投資環境改善を目的に商工会議所加盟の日系企業に対しアンケートを定期的実施している。アンケート結果をテーマ分野ごとにマトリックス整理し、フィリピン政府関係省庁に対して改善を求める提案書を作成、提出している。
- 3ヶ月に1回の頻度で、上記改善要望書を元にチェックアンドレビューのための打ち合わせをフィリピン当局（DTI、BOIなど）と行い、また6ヶ月に1回DTI長官との対話会を開いている。ここでは、DTI長官以外の関係長官や次官などが出席している。
- 長官との対話会は200人前後の参加となるため、実質的な会議とはならないが、こうした機会が多くの高官が実態を知り、少しでも投資環境改善が進めばというスタンスで活動を継続している。

④ 外国商工会議所連携による投資環境改善に向けた活動

- 米国、カナダ、欧州、韓国など7カ国の在フィリピン商工会議所と連携し、共通の投資環境改善テーマを抽出し、大使館も参画してフィリピン政府に共同で改善要望を提出している。例えば、環境・産業廃棄物問題などで、こうした活動を定期的に推進している。
- DTIのロハス長官が上院議員に転出し、後任のプリシマ長官は、若くて活発な長官で上記会議を月1回ペースで開きたいと提案している。具体的には、周辺国に比較して割高な電力料金の問題解決や2008年に予想される電力不足に向けての協議などを希望している。

⑤ インフラ整備問題

- 3年前までは労使問題が大きなテーマであったが、現在はインフラ整備、特に道路問題が焦眉の急である。具体的には、日系企業が入居している各工業団地間の道路整備である（舗装、拡張）。発端は、米国ODAによるスービック周辺での道路の整備改善にある。日本人商工会議所内にインフラ委員会を作り、改善要望を検討している。
- また、インフラ自体ではないが、トラック・ジャック問題も関連して改善提案され、当局の対応で改善方向にある。本件は、高速道路網の不備、マニラ市内への昼間のトラック搬入規制が背景にある。

上記のような活動に加え、日本人商工会議所としては、アロヨ大統領に対して投資環境改善要望書を提出している。最近のものとしては、大統領の2003年5月の来日にあわせて



提出された要望書があり、この中で進出日系企業が早急に改善してほしい7つの投資環境改善項目が取り上げられている（下記参照）。これまでの提案要望に対しては、政府により早急な対策が検討され、実施されるものもあるが、予算が大きく必要なものは後送りされることが多い。また民間から官庁への提案だけでは限界があり、日本政府とフィリピン政府との官官での投資改善要求や技術支援などが不可欠となっている。

#### アロヨ大統領への投資環境改善要望書（要約）

##### ① インフラ

2002年12月、輸出産業が多く位置するラグナ、カビテ、バタンガス各州の道路ネットワークに関して、その発展と改善を、下記の4点から求めた。

- (1) サウス・スーパー・ハイウエーのアラバン陸橋の早期改修
- (2) カランバーサント・トーマス間、リパーバタンガス間の高速道路の延伸
- (3) カビテ―ラグナ間の東西道路新設（カビテ地区エコノミック・ゾーンとラグナ地区を結ぶ道路）
- (4) 経済区周辺の道路の改修

##### ② 労働

依然として、急進派の労働組合上部団体の活動は収まらず、日系企業の不安の種になっている。現在、商工会議所では、DTIのBOIとの関係を密にし、クイック・リアクション・チームを相談窓口として利用し、CIC（産業競争力センター）が行っている労使間関係のセミナーのプログラムを活用したりしている日系企業が多くある。また、労働雇用省との間では、定期的な会合を持ち、セミナーを開くことを盛り込んだMOAを結ぶ準備をしている。労働問題については、引き続き、労働争議が起きた際の早期の、公平な裁定を求める。

##### ③ 治安

トラック・ジャック対策については、大統領の早い決断で2003年2月にDTIにおいて、リナ長官のもと、対策会議が開かれ、その後も国家警察において会議が重ねられている。その間危険リージョンを中心に警備強化が行われ、またトラック・ジャック対策センターの設置の構想も出ている。この関係を緊密にして引き続き被害が起きないように対策を求める。

##### ④ 産業廃棄物処理施設

日系企業は、危険・有害産業廃棄物の総合処理施設が国内になくて困っている。多くの企業が処理施設の完成するまで工場内に廃棄物を貯蔵し、企業負担でバーゼル条約の下で廃棄物の輸出を余儀なくされておりコスト高になっているのが現状である。この国の環境保護の観点からも、この国の環境基準に沿った廃棄物の処理施設の建設を早く進めてほしい。また、新しい投資や既存工場の拡張計画誘致の観点からも、産業廃棄物処理施設の欠如は他国と比較して、大きなマイナスになる。

2003年10月に商工会議所とDTIロハス長官との間で行われた直接対話の際に、DENRのパへ次官は、2005年までに国内に産業廃棄物処理施設を完成させるとのことである。バタンガス州で計画されている統合有害廃棄物処理施設（MIF）開発プロジェクトの進捗状況についての説明がほしい。これは日本のODAを利用しての施設建設が有効な選択肢の一つであると思われる。

##### ⑤ VAT還付

DTI/BOIからの報告によると、2001年9月現在で90%のVAT還付が終わっていると聞いている。しかし、商工会議所の調査では、少なくとも44社2億9,000万ペソのVATが未還付で

あり、2000年以前のものも7,400万ペソある。VAT未還付分については速やかなる還付を求める。

#### ⑥ 外貨建て会計

日本人商工会議所では、外国商工会議所連名で外貨建ての会計の採用をBIRに求めている。2003年2月のBIRの運営委員会では、外貨建て会計の使用が承認されたが、タックス・ルーリングへの長官の署名が保留になっているとされる。本件は、徴税回避が目的ではなく、企業の実態に合った会計を行うためのもので、この制度の採用に伴う政府の損失はない。むしろ支出を伴わずに行える投資誘致策であり、中国、ベトナム、インドネシア、シンガポールなどの周辺諸国でも採用されており、投資誘致の観点からもこの早期の実行を求める。

#### ⑦ 日比租税条約による送金の課税率について

BOI登録パイオニア認定企業は、日比租税条約第10条(3)、11条(3)、12条(3)の規定に基づき、日本への「配当」、「利子」、「ロイヤリティ」支払いに関し、10%の租税を源泉徴収し、フィリピン税務当局に納めている。この日比租税条約の締結は1980年であり、その当時は全ての外国投資はBOIに登録されることになっていた。PEZAが設立されたのはその後の1995年であり、スービック湾開発庁(SMBA)とクラーク開発庁(CDC)が設立されたのは1992年である。この条約にはBOI登録のパイオニア企業しか記されていないので、PEZA、SMBA、CDCに登録しているパイオニア企業は、同条約の規定外になっている。現在、PEZA、SMBA、CDC登録のパイオニア企業は、「配当」で25%、「利子」で15%、「ロイヤリティ」で25%の租税率を適用されている。

実態としてBOI登録でもPEZA、SMBA、CDC登録でも同じ投資奨励法下のパイオニア企業であり、むしろPEZA登録のパイオニア企業の方がより輸出に貢献し、フィリピン経済の発展を支えている現状を考えると、条文上の文言の問題が日本企業のパイオニアへの投資の阻害要因になっていることは大変大きな問題と考える。

日本人商工会議所は、この問題を2002年10月に行われた「フィリピン政府との直接対話」の場でも取り上げており、会議に出席したBIRのアスペ副局長からは、PEZA登録企業の送金源泉税の部分のみを分離してのBOIへの登録をBIR、PEZA、BOIの三者で検討しているとの回答を得ている。ついては、この3者間の検討結果の進捗状況を明らかにしてほしい。また、PEZA、SMBA、CDC登録パイオニア企業も優遇税率を享受できるように国内法を整備することを要望する。

### 5) わが国の政府機関等による支援例

これまでも貿易・投資の環境整備に向けわが国の政府機関によって様々な支援が行われてきた。以下では代表例を紹介する。

#### 5) - 1 タイ自動車産業振興機構(TAI)への技術協力

タイ自動車産業振興機構(TAI)は、通貨危機対策の一環として、工業省産業振興局傘下の自動車産業振興を目的に1998年7月に設立された。その目的は以下の諸点である。

- ・情報発信機能(自動車産業の情報センターとして活動)
- ・裾野産業育成支援機能(タイ裾野産業とSMEの世界レベルを目標に向上を図る)
- ・人材育成機能(資格認定制度の導入による産業教育制度の構築)
- ・製品開発能力育成機能(100%国産化への支援、製品開発技術者の養成)
- ・試験・検査・認証機能(環境・安全規制、開発のための試験に対応し、業界の役に立つラボとして機能する)

- ・政策提案機能（産業育成政策の積極的な提案の実施）

近年、タイの自動車産業は、中国との競争激化、100%現地調達率の推進、輸出競争力の強化という環境変化の中で、タイ系資本の裾野産業は、通貨危機からの脱出にとどまらず生き残りをかけて国内品質から世界品質へ向けた開発能力の強化に迫られている。このため当面の事業として以下の諸点があげられている。

- ・部品メーカーの製品開発・提案能力を飛躍的に高め、タイ国内のみならずアジア域内又はグローバルに活躍できるように支援する。
- ・裾野産業、特にPure Thai/Thai MajorityのQCDEMを早急に世界レベルに持ち上げることでより自動車産業全体のレベルを嵩上げするとともに、裾野産業の全面的な外資化に歯止めをかける。
- ・タイが自動車生産のハブとして成長することのために、タイ技術者の知識・技能レベルを飛躍的に高め世界水準に近づける。

これを受けて、日本の公的機関（JICA、JETRO、JODC）からのTAIへの支援策として、以下のような巡回技術指導(Supporting Industry Development Program, SIDP)や技能検定制度等が推進された。

#### ① 巡回技術指導(SIDP)の概要

SIDPはAutomotive Technology Build-up Program(ATBP)のサブ・プログラムとして実施されている。まず、SIDPは、日系セットメーカーの手が廻らないPure Thai/Thai Majorityの部品企業に対し、QCDEMのレベルアップを図ろうとするものである。具体的な活動は、日系二輪・四輪のセットメーカー各社からの推薦により150社の対象サプライヤーを選出し、2000年10月下旬よりJICA、JODC、JETROから30年以上の業界経験を持つ日本人専門家20名余りが派遣された。指導分野は、生産管理、品質管理、塗装・表面処理、物流・生産システム、樹脂成形・金型、鋳造（徹・非鉄）、プレス・金型、機械加工などである。

ATBPは、「タイを自動車生産ハブにするための条件を実現すること」を目的としており、SIDPを含む5つのサブ・プログラムから構成されている。専門家第一陣は2000年10月から活動を始め、当初75社が指導対象になった。

第1期(2000年10月～2001年3月)と第2期(2001年3月～5月)には、できるだけ多くの企業を巡回することに主眼が置かれた。通常、企業に1日から3日間訪問し、QCD関連の工程改善を中心とした緊急の課題および解決方法をレポートにまとめた。これを“Quick Fix Support”と称する。指導を辞退した企業等を除き75社中のほとんどをこの期間に回った。この“Quick Fix Support”は、専門家が現状を把握するために必要な過程であったが、実際に企業のQCD水準を向上させるには期間が短すぎた。第3期(2002年1月～6月)からは、既に少数の事例で実施していた集中的な指導方法“In-depth Approach”を全面的に採用することにした。これまでの訪問企業のうち、一定以上の技術・管理水準にあること、経営者が積極的に関与すること、「改善チーム」を設立できることを条件に対象を絞り込んだ。この結果、対象は15社と3分の1になったが、それぞれ集中的に指導を行うことが可能になった。第4期(2002年7月～11月)にも“In-depth Approach”は継続されているが、第3期とは異なり設計や金型製造をはじめとする部品開発関連の技術指導にも重点を置いた。

#### ② 技能検定制度の概要

タイ政府による国家技能検定制度は、正式にはNational Skill Standard Testingと呼ばれるもので、現在は労働・社会福祉省(Ministry of Labor and Social Welfare)のDepartment of Skill Development(DSD)によって実施されている。この検定は、全産業に共通するもので、職種別に分けられているが、1971年に3職種から始まったこの制度も

2002年に119職種の技能基準が定められるまでに拡大している。しかし、実際にはほとんどの職種及びランクでの検定方法が確立されているものは僅かであり、要求される水準が明確になっていないことから、制度として十分に機能していないのが現状である。自動車産業関連に限ってもこの傾向は変わらない。国家技能検定では、TAIが第一次検定実施職種とすることを予定している5職種のうち、機械加工の1作業である旋盤作業が実施されているにすぎない。DSD は将来、5職種全てで国家検定を実施する意向であるが、人的能力、不十分な予算、検定施設の整備状況からすると、かなりの年数を要すると考えられる。また、タイ国の技能者のレベルが低いために、3等級に分けられる検定の下位級ばかりが活用され、上級クラスの検定が必要とされていないという課題がある。結果として、この検定制度は、国際レベルの技術水準から大きく乖離しており、現状では個人の技能レベルを測り、技能者を分けるというよりも、むしろ小学校、中学校卒業程度の求職者の就職資格要件としての役割を果たしているのみである。このような状況では、技能検定は本来の効果を発揮させることは出来ず、技能者の技能向上の指標としても、産業発展の牽引役としても機能しない。この点からも、国際水準に照らし合わされ、厳格なシステムで運営される技能検定が制定され、企業及び技術者に明確な目標を提示する必要とされている。

TAIは自動車産業全体の技術力向上を目的として、日本の技能検定制度を参考とした新しい技能検定制度の導入を検討している。この種の制度が策定され、国際水準を満たす明確な技能レベルの目標が技能者及び企業に示されることになれば、彼らに技能・生産性向上へのインセンティブが与えられ、タイ系サプライヤーだけでなく産業全体の技能レベルが実質的かつ効率的に引き上げられていくものと考えられる。また、技能レベルの指標が整備されれば、産業内の不確実性が大幅に低減されるという効果も十分に期待できる。資格の経済的な意味として、生産者が能力を証明できること、企業などが財・サービスの質を保証できることを挙げており、同時に、資格の追加的な機能として、技能者の能力開発を促進する役割と資格取得者の職業的な利益を保護する役割を持つ。この点から、技能者及び企業にもたらされる具体的な効果を改めて考察してみると、まず技能者に対しては、技能検定制度を念頭においたトレーニングによって、極めて効率的に自らの技能を向上させることができると同時に、現時点での自らの技能レベルの証明が可能になり、客観的な能力の証明に基づいた評価を受けることができる。また、レベル別の技能水準が検定制度によって提示されることで、技能者が各々のキャリアプランを検討することが可能になり、明確な目標が設定できる。一方で、企業に対しては、技能者や企業の技能レベルが示されることによって不確実性が低下するため、取引の効率化を促進することができる。また、従業員が技能向上へのインセンティブを与えられることによる組織活性化の効果も期待でき、最終的には、そのような流れが生産性への向上へと結びつけられることになると思われる。

他方、社内検定制度を導入しているタイ系自動車部品サプライヤーは僅少で、また、日系自動車部品サプライヤーでも多くはない状況である。日系中小サプライヤーについては、生産体制を維持していくことが先決であり、中・長期的な視野にたった検定制度や教育訓練体系を整備するところまでは手が回らないというのが本音であった。また、辛うじて社内教育制度を機能させている企業については、基礎技能の修得が当面の課題であり、多能工化を目的とするような研修を実施する段階にはないというのが現状であった。上記のような状況ではあるが、各企業は一応に技術力の向上のために、技能者のトレーニングを実施していく必要性を感じており、TAIによる国家技能検定制度ができるのであれば積極的に活用したいという反応がある。

## 5) -2 タイ国家計量標準機関(NIMT)への技術協力

タイ国家計量標準機関(NIMT)は、1998年6月に発足したタイの国家計量標準機関である。日本政府は、発足と同時にタイ王国政府の要請により計量標準の校正サービスの支援を開始した。その後、NIMTが国際的に認められる国家計量標準機関となるように、JBICとJICAの下で支援を継続している。JBICは新庁舎建設と標準7分野にわたる機器整備のための円借款として、第二十四次円借款(1999年度)で総額約7.5億円を、また第二十五次円借款(2000年度)で総額約22.5億円を貸与した。一方、JICAは、円借款と連携する形でNIMT職員に対する人材育成とを目的として、日本側の産業技術総合研究所、日本品質保証機構、日本電気計器検定所、化学物質評価研究機構、製品評価技術基盤機構の協力の下、プロジェクトを開始した。本プロジェクトは長期専門家常駐の下、標準の設定、校正技術の指導、校正手順書の作成支援を本邦研修と短期専門家による現地でのフォローアップにより技術移転すべく、当初は5年間のプロジェクトとして計画された。しかし、新庁舎建設の遅れが出ていたことを踏まえ、フェーズ1(2年間)及びフェーズ2(3年間)の2フェーズに分けることとし、まずは旧庁舎で実施可能な量目に限り2002年10月16日よりフェーズ1協力を実施することとした。その後、フェーズ1実施が順調に進んでいること、また懸案であった新庁舎の建設も順調に進んでいることから、タイ政府によるフェーズ2の継続的实施に係る要請を受け、JICAではフェーズ2実施に向けた準備を開始することとなった。フェーズ1は、2002年10月16日から2004年10月15日までの2年間、2002年度は日本国内での計量標準5量目の研修(波長標準、幾何学量標準、硬さ標準、音響標準、時間周波数標準)を国別特設集団研修として実施した。長期専門家の着任後に、波長標準、プラグ/リングゲージ、真円度標準、放射温度標準、硬さ標準、音響標準の短期専門家をNIMTに派遣し、研修で習得された計量標準の重要事項について、NIMTが整備した標準機器を活用してフォローアップを行った。また、技術移転が終了した計量標準の量目については、タイ国内の校正機関と民間企業対象に技術移転の成果普及を目的に、短期専門家とカウンターパートによるセミナーを開催した。2003年度には、力標準、三次元測定機、交流電力、直流高電圧、高周波標準、湿度標準の技術移転を実施すると共に、波長標準と音響標準の認定を計画した。また、このセミナーの対象はタイ国内に限らずASEAN地域に拡張した。フェーズ2は、新庁舎において2004年10月16日から3年の予定で、抵抗標準、直流電圧標準、磁気標準、レーザパワー、時間周波数標準、長さ関連量標準、質量関連量標準、測光標準、化学標準物質など、約30の計量標準量目の技術移転と認定を行うべく準備中である。

## 5) -3 マレーシア標準工業研究所(SIRIM)への技術協力

マレーシア標準工業研究所(Standards and Industrial Research Institute of Malaysia : SIRIM)は、マレーシアにおける工業技術の中核的研究機関であるが、研究開発以外にも標準関係の業務(マレーシアの工業標準であるMS規格の制定と認証、ISO9000や14000の認証、標準原器の管理等)も行っており、日本のJISから認定機関としての地位も得ている。SIRIMは、以前は科学技術環境省に属する政府機関であったが、1996年9月から民営化(株式は100%大蔵省が保有しており、日本で言えば公社に相当)されている。SIRIM組織は5事業部に分かれており、公社サービス事業部、経営事業部、標準・品質事業部、研究開発事業部、エンジニアリングサービス事業部となっている。2000年のR&D支出規模は約0.36億リンギ。マレーシア人研究者518名、外国人研究者9名、スタッフ含め全研究要員677名。2001年9月、ペナンに北部事務所を開設した。JICAはSIRIMに対して、以下のような技術協力を行ってきた。

- ① 開発調査  
1993年 工業標準化・品質管理振興計画調査

1993-1994年 計量センター拡充計画調査  
2000-2002年 クリーナープロダクション振興計画調査

② プロジェクト方式技術協力等

1978-1984年 金属工業技術センター  
1981-1986年 国立計量研究所技術協力事業  
1987-1990年 ファインセラミック（特性解析）研究  
1988-1993年 鑄造技術協力  
1993-1997年 有害化学物質評価分析・産業廃棄物処理技術  
1994-1999年 AIシステム開発ラボラトリ  
1995-1999年 標準工業研究所計量センター・フェーズ2  
1998-2002年 化学物質リスク管理計画  
2001-2003年 電気用品試験能力向上

個別専門家、プロジェクト方式技術協力あわせ総計約300名

③ 第三国研修

1983-2001年 「金属加工」、「プレスプラスチック金型設計」、「セラミックス解析計測化」、「APEC/PFP基準・適合性」などの分野

④ 本邦研修員受入

1979-2001年 合計140名強

#### 5) -4 日本・マレーシア技術学院 (JMTI) への技術協力

マレーシア政府は同国の経済成長に大きな影響力を与えている日系企業のニーズに応えるため、先端分野の技術を習得した高度技術者を養成する職業訓練センター（日本・マレーシア技術学院：JMTI）を設立し、要請によりわが国は1998年1月15日から5ヵ年の技術協力を開始した。長期コースとして電子技術工学、情報技術工学、生産技術工学、メーカーエレクトロニクス技術工学の4科があり、マレーシア技能証明書（MSC）レベル4の取得に結びつく訓練を実施している。高卒者を対象に、3年課程である。各科定員は50人で、全校約600人である。取得可能資格は、ディプロマ（人的資源省）、L4（準工学士）（National Vocational Training Council）、Technical Qualification（技能者資格）（人事院）などである。

日本側協力機関は厚生労働省、雇用・能力開発機構で、マレーシア側関係機関は人的資源省労働局である。日本側の提供する技術協力の内容は、職業訓練に関する専門家の派遣、マレーシアの職業訓練指導員の日本における研修、産業用ロボット等大型訓練機材の供与の3要素を組み合わせたいわゆるプロジェクト方式（事業費12.30億円）で行われている。マレーシア側は校舎等施設の建設、コンピュータ等訓練機材の大半の購入、JMTIの運営費を負担している。

JMTIの校舎、学生寮等の施設は、現在はペナン州の半島側南部にあるブキット・ミニヤック工業団地内にある。当初、マレーシア側が訓練の早期開始を望んだことにより、日本政府の協力で1984年に設立されたCIAST（首都クアラルンプール近郊にある職業訓練指導員・上級技能訓練センター）の校舎の一部を間借りして、1998年7月より訓練を開始した。その後、2000年1月にペナン州の現在地に移転し、一部完成していた教室と実習場を使用して訓練を再開した。施設は2001年3月に完成し、現在は引き続き訓練用機材の充実と訓練内容の向上に取り組んでいる。JMTIでは、3年制の長期職業訓練のほか、企業の在職者向けに人材開発基金（HRDF）を活用できる短期職業訓練コースや日本語講座も行っている。MTIでは、3年制の長期職業訓練のほか、企業の在職者向けに、人材開発基金（HRDF）を活用できる短期職業訓練

コースや日本語講座の併設がある。

## 5) -5 マレーシア職業訓練指導員・上級技能訓練センター (CIAST) に対する技術協力

日本政府の無償資金協力(1982~1991年)によって設立された指導員訓練施設である。セランゴール州のシャーアラムに設立された。1984年に活動を開始したCIASTは、最新の機材を用いて上級技能訓練と職業教官訓練を行うわが国最初のセンターとして、長年にわたってマレーシアの職業訓練校の頂点に位置してきた。特に設立当初においては、多数の日本人専門家の援助により、マレーシアの技術者が、教官・監督者訓練、自動車、機械操作・金型製造、組立、重機、電気電子および計器・自動制御の技能分野を対象に、7つの学科で訓練課程を実施した。実施している訓練は、指導員訓練、監督者訓練および上級技能訓練である。日本側の提供する技術協力の内容は、職業訓練に関する専門家の派遣、マレーシアの職業訓練指導員の日本における研修、訓練機材の供与などプロジェクト方式と建物建設の無償資金協力を組み合わせて行われた。電子技術、情報技術、メーカーエレクトロニクス、コンピュータ、機械、溶接、自動車、生産技術、品質管理について3年間の訓練を実施している。訓練修了後は、NVTC(人的資源省職業訓練審議会)から職業訓練指導員の資格(MSC単一等級)が与えられる。

### ① 指導員訓練

国内の職業訓練施設の指導員養成を目的とした訓練コースである。設立当初は、公共職業訓練校の指導員として新規採用されたDiploma保持者を対象とした長期コース(6カ月)と在職指導員を対象とした短期コース(2~3週間)が実施された。訓練内容は、訓練制度、訓練計画立案、訓練技法、訓練管理、訓練評価、教材作成等に関するものであった。その後、民間企業から企業内職業訓練指導員の訓練要請が高まり、1997年から後期中等教育卒業生(高卒)を対象とした全国指導員養成プログラム(NITP:National Instructor Training Programme)が開始されている。これは、3年間の指導員訓練Diploma課程である。

### ② 監督者訓練

生産現場の監督者を対象とした短期コース(2~3週間)で、生産・品質管理、仕事の教え方、人間関係、安全管理等の訓練内容を実施している。

### ③ 上級技能訓練

在職者に対する短期(1~3週間)の向上訓練である。対象とする職種は、ハイテク関連の自動車、金属加工、重工業、電気電子、計装・自動制御などである。また、CIASTでは上記の他、企業の管理監督者を育成するための監督者訓練コースや在職者向けの向上訓練コースを実施している。

## 5) -6 フィリピン工業標準化・電気試験技術協力事業

### ① 調査の背景・目的

フィリピン政府は中期開発計画(1993~1998年)のマクロ的経済戦略として、i) 経済安定化により民間部門に対し安定的かつ予想可能な範囲の環境の提供、ii) 国際的競争力の確立を果たすため各部門の経済再構築を実施、iii) その他補完的戦略の実施の3点を政府の取り組みとして実施している。フィリピン貿易工業省(DTI)は、中期開発計画策定以前から製品の国際競争力強化に力を注いでおり、工業製品の品質の向上、輸入品に対する競争力の強化、海外市場での品質の信頼性を確保すべき力を注いでいる。その一環として、フィリピン政府は、貿易工業省規格局(BPS)を実施機関とする同プロジェクトを計画し、わが国にプロジェクト方式協力を要請してきた。わが国政府は、この要請を受けて

1993年8月24日から4年間にわたる技術協力を実施しており、1997年8月のプロジェクト終了に先立ち、終了時評価調査を実施した。

本プロジェクトでは、同国向けにこれまで実施した工業標準化・電気試験技術協力について、プロジェクトの活動実績、運営管理状況、カウンターパートへの技術移転状況などについて評価を行う。目的の達成度を判定した上で、今後の協力方針を相手国側と協議する。評価結果から教訓及び提言などを導き出し、今後の協力のあり方や実施方法の改善に資する。

## ② 調査の内容・結果

本件技術協力について、BPS試験所に対する依頼調査表の作成に基づき調査が実施された。また専門家及びカウンターパートからのヒアリング、工場からの聞き取り調査などが並行して行われた。調査結果は下記のような項目でとりまとめられた。

- i) 実施効率性：協力規模（投入）、協力実施のタイミング（投入のタイミング）、支援体制（国内支援委員会、合同調整委員会）、他の協力形態とのリンケージ
- ii) 目標達成度：プロジェクトの各「活動」が「成果」につながった度合い、プロジェクトの各「成果」が「プロジェクト目標」につながった度合い
- iii) 効果（制度、技術、経済、社会文化、環境面）：計画時点で予想されたもの、計画時点で予想されなかったもの
- iv) 計画の妥当性：上位目標の妥当性、プロジェクト目標の妥当性、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動及び投入の相互関連性
- v) 自立発展性：制度的側面、財政的側面、技術的側面

## ③ 結論と提言

調査結果としては、計画策定段階における若干の問題が認識されたものの、全般的にプロジェクトは効率的な投入が行われており、期待された成果はほぼ達成されたと言える。またプロジェクト目標についても、ほぼ期待通りにBPS試験所の試験サービスは向上しており、従って本プロジェクトは成功したと評価できる。具体的な成果としては、i) 設立されたBPS試験所は概ね効率的に運営されており、ii) 機材の操作、保守、校正管理のできる人材が育成され、また、iii) 電気3分野（照明器具、電線、配線器具）の部品試験の人材も育成されるとともに、iv) PNS規格の見直しが進められ、更にv) 民間企業への品質管理指導ができる人材の育成も緒についたといえる。

## ④ 評価の結果

電気分野における規格（84ある規格のうち33規格が強制規格、なおPNS規格総数は2074規格）試験は、これまでほとんどを民間企業へ外部委託していたが、本プロジェクトの実施より、BPS試験分と外部委託試験分との棲み分けがなされ（将来、国内電気分野製造品試験はBPSが実施し、輸入電気製品・部品試験はエネルギー省のFATL及びPhilips社が実施）、またBPSの電気3分野の部品試験はほぼ自前で実施できるようになり、その結果、プロジェクト開始当初に35%しかカバーできなかった3分野の試験項目は現時点で79%もカバーできるようになり（ほとんどの安全分野の試験はこれでカバーされている）、消費者の安全確保という面では著しい向上が図られており、これは非常に大きな成果といえる。

また、BPSによるフィリピン工業標準化長期計画（1997～2003年）原案の策定に直接関与することにより、同分野の方向性が明示されると共に、国際規格（IEC）へ加盟のための国内的体制整備が行われ、PNS規格の国際統合化も徐々にではあるが進み始めていることは、大きな枠組み作りへの協力（ソフトインフラ整備支援）でもあり、意味深い成果となっている。専門家及びカウンターパートの優秀さ、実施機関としての貿易工業省製品規格局（BPS/DTI）のマネジメント能力の高さ（特にナバルテ前BPS局長/前DTI次官補の自助努力を主眼とするモットー）が強調されている。



民間企業の品質向上への支援という意味では、BPS試験所による依頼試験サービス、不合格品へのフォローアップサービス（現場での品質向上に係るアドバイス）が今後重要性を増してくる。このようなサービス機能が強化されることにより、当初の上位目標が達成されることが期待でき、BPS試験所機能を更に拡充していくことが望まれる。すなわち本プロジェクトでは消費者の安全確保という面でBPS試験所の電気分野の試験技術を向上させることによりかなり貢献してきてはいるものの、民間企業の品質向上という面では必ずしも十分ではない。この点を考慮して、本プロジェクトで対象分野からはずされた電気電子製品の試験技術の移転を中心とした次フェーズのプロジェクト実施の必要性が高い。

## 5) -7 フィリピン電気電子製品試験技術協力事業

### ① 調査の背景・目的

フィリピンでは、工業標準化、認証制度（Philippine Standards : PSマーク制度）の基礎となる試験技術が不十分であった。こうした状況下で、貿易産業省（DTI）製品規格局（BPS）において製品試験を担当しているBPS試験所の試験機能強化を目的として、わが国に対し、1991年プロジェクト方式技術協力を要請してきた。これに対し、わが国は消費者保護を重視したいとのフィリピン側の意向をも勘案し、試験分野のなかで電気を対象とし、そのうち照明器具・配線器具・電線にターゲットを絞った形で協力することとし、「フィリピン工業標準化・電気試験技術協力事業（1993年8月～1997年8月）を実施した。1997年2月に実施された終了時評価調査においては、プロジェクト終了時まで当初の目標が達成されると確認され、日本・フィリピン両国関係者から高い評価を得た。

フィリピン政府としては、上記プロジェクトの成功をも踏まえ、広く家庭電気製品の試験検査機能をBPS試験所に付与することを目的として、新たなプロジェクト方式技術協力を要請してきた。この要請に基づき、BPS試験書が電気電子製品試験に関して適切な技術サービスを提供できるようになることを目的として、1999年4月から4年間の予定で技術協力を実施した。

1999年5月から2002年10月までの間、電熱機器、電動力応用機器、電子機器の分野の長期、短期専門家が派遣され、電熱機器9品目（アイロン、炊飯器、コーヒーマーカ、温水器、オーブン、トースター、ヘアドライヤ、瞬間湯沸機、電気温水器）、電動力応用機器7品目（冷蔵庫、扇風機、洗濯機、エアコン、シェルスブレンダ、掃除機、電子レンジ）及び電子機器7品目（ACアダプタ2タイプ、VTR、アンプ、コンポ、ラジカセ、テレビ）の製品試験技術にかかわる技術移転が、技術移転中のテレビを除き完了した。

フィリピンは、近隣諸国から持ち込まれ流通している製品安全試験に合格していない、安価なものの危険性の高い電気電子製品が増加するなかで、2001年にDTIと産業界（製造事業者、流通事業者）や消費団体との協力により発足した非営利団体PPSQFと協力してPSマークの普及・啓蒙、市場の監視などに取り組んでいる。また、BPSは、増大する製品検査需要に対応するため、現在のところ具体的な認定事例はないものの、民間検査機関を認定し、検査データを活用していく方向性を打ち出している。このような取り組みのもと、今後フィリピンにおける電気電子製品試験の中心的な試験機関としてBPS試験所の位置付けはますます重要なものとなると期待される。

今次調査は、2003年3月にプロジェクト終了を控え、4年間の協力実績について、R/D及び技術協力計画等に基づき、評価5項目に照らして総合的に評価を行い、今後の対応策などについて報告・提言することを目的に実施された。

### ② 調査の内容・結果

上記4年間にわたる電気電子製品試験技術に係るプロジェクト方式技術協力に関して、妥当性、有効性、効率性、インパクト、自立発展性の面から評価され、また効果発現に貢献した要因や問題点及び問題を惹起した要因を払い出すと共に、今後の支援に向けた提案

をとりまとめている。

結論としては、OJTによる技術移転によりBPS試験所は、電気電子製品試験やセミナー・研修コースの実施などフィリピンの電気電子産業界のニーズに合致したBPS試験所の機能向上に貢献する技術移転が行われた。産業界からのBPSTCに対する期待も大きく、技術移転の結果、今後ASEANMRA（相互承認制度）を視野に入れたIECEE-CBスキーム（国際規格に基づくCB証明書）のメンバーとなる準備を行っていきける状態になっていることから、本成果を受け今後一層の発展が望まれる。

### ③ 評価の結果

i) 妥当性：現在フィリピンは、国内規格の国際規格への整合化について2020年を目標に取り組んでおり、特にニーズの高い電気電子分野については整合化の確立が求められている。従って、本プロジェクトの目的は同国政府の産業政策、各種産業基盤の育成・近代化を目指す日本政府の対フィリピンODAに関する方針とも合致している。また、品質の向上による国際競争力向上を目指すフィリピン電気電子産業界のニーズにも一致し、妥当性は極めて高いと評価される。

ii) 有効性：プロジェクトの運営実施体制もしっかりしており、カウンターパートの定着率も高く、専門家の指導のもとカウンターパート自身が試験プロセスの工夫をすることで増大する試験需要に対応している。阻害要因は認められず、政府の政策とも一致し産業界からの支援もファンデーションの設立と共に本格化していることも後押しとなり有効性は非常に高いと評価される。

iii) 効率性：専門家・機材の投入はスムーズに行われ、専門家の専門分野、供与された機材の種類、数、仕様等もニーズにあったものであったと評価される。

iv) インパクト：製品安全技術の向上による消費者保護のみならず、製造業者の安全設計技術向上も認められる。BPS試験所の顧客である製造業者が安全試験に適合するよう製品製造プロセスを見直すなど、製造業者のBPSTCの役割に対する期待は高い。

v) 自立発展性：今後も引き続きフィリピン政府はBPS試験所の試験能力強化、及び試験所を補完する民間検査機関の育成に対する支援を行う予定である。カウンターパートの能力・技術レベルは高く、技術面での自立発展性は確保されていると評価される。